

平成 2 6 年第 2 回定例市議会

市長提出議案等

(平成 2 6 年 (2014 年) 5 月 1 6 日提出分)

写

札法第230号

平成26年(2014年)5月9日

札幌市議会議長

高橋克朋様

札幌市長 上田文雄

市議会定例会(第2回)の招集告示等について(通知)

裏面告示写しのとおり招集したので通知します。

なお、市長提出予定議案等件名並びに本会議及び委員会における説明員の氏名は、別添のとおりです。

写

札幌市告示第1260号

札幌市議会定例会を平成26年5月16日本市議会議事堂に招集する。

平成26年5月9日

札幌市長 上 田 文 雄

市長提出予定議案等件名

番号	件名
議案第1号	平成26年度札幌市一般会計補正予算(第1号)
議案第2号	平成26年度札幌市公債会計補正予算(第1号)
議案第3号	札幌市税条例等の一部を改正する条例案
議案第4号	札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例案
議案第5号	札幌市保健所及び保健センター設置条例の一部を改正する条例案
議案第6号	札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第7号	札幌市生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例案
議案第8号	札幌市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例案
議案第9号	札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
議案第10号	札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案第11号	札幌市消防長及び消防署長の資格を定める条例案
議案第12号	札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案第13号	屯田小学校改築(その1)工事請負契約締結の件
議案第14号	屯田小学校改築(その2)工事請負契約締結の件
議案第15号	啓明中学校改築工事請負契約締結の件
議案第16号	中島中学校改築工事請負契約締結の件
議案第17号	道道西野真駒内清田線(こばやし峠)トンネル新設工事請負契約締結の件 議決変更の件
議案第18号	財産の取得の件(都市環境林用地)
議案第19号	町の区域を新たに画し、及び変更する件
議案第20号	札幌市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第21号	市道の認定及び変更の件
議案第22号	固定資産評価員選任に関する件
報告第1号	専決処分報告(訴えの提起)
報告第2号	専決処分報告(調停)
報告第3号	専決処分報告(損害賠償及び和解)
報告第4号	専決処分報告(工事請負契約金額変更)

説 明 員 氏 名

職	氏 名
市 長	上 田 文 雄
副 市 長	生 島 典 明
副 市 長	秋 元 克 広
副 市 長	井 上 唯 文
交通事業管理者 交 通 局 長	若 林 秀 博
水道事業管理者 水 道 局 長	長 利 秀 則
病院事業管理者 病 院 局 長	関 利 盛
危機管理対策室長	相 原 重 則
市長政策室長	渡 邊 光 春
総 務 局 長	板 垣 昭 彦
市民まちづくり局長	池 田 佳 恵
財 政 局 長	藤 原 知 朗
保 健 福 祉 局 長	瀬 川 誠
子ども未来局長	岸 光 右
環 境 局 長	長 岡 豊 彦
経 済 局 長	荒 井 功
観 光 文 化 局 長	可 児 敏 章
建 設 局 長	吉 岡 亨
都 市 局 長	高 橋 稔
会 計 室 長	上 野 輝 佳
消 防 局 長	佐 藤 有

なお、本会議には上記の者が出席するとともに、委員会には上記の者その他課長職以上の者が必要に応じ、出席いたします。

議 案

議案第1号

平成26年度札幌市一般会計補正予算(第1号)

平成26年度札幌市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,859,819千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 887,609,819千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成26年(2014年)5月16日提出

札幌市長 上田文雄

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		186,827,091	463,108	187,290,199
	2 国庫補助金	6,745,652	310,371	7,056,023
	4 国庫交付金	18,101,394	152,737	18,254,131
17 道支出金		34,692,344	267,319	34,959,663
	2 道補助金	6,904,825	267,319	7,172,144
20 繰入金		18,417,876	1,100,000	19,517,876
	2 基金繰入金	18,270,313	1,100,000	19,370,313
21 繰越金		10	534,392	534,402
	1 繰越金	10	534,392	534,402
23 市債		90,775,000	495,000	91,270,000
	1 市債	90,775,000	495,000	91,270,000
歳入合計		884,750,000	2,859,819	887,609,819

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		45,971,499	291,500	46,262,999
	1 総務管理費	11,681,475	222,000	11,903,475
	2 市民生活費	30,833,650	69,500	30,903,150
3 保健福祉費		332,092,243	997,719	333,089,962
	1 社会福祉費	63,914,181	128,719	64,042,900
	5 健康衛生費	40,793,377	869,000	41,662,377
5 労働費		781,133	193,000	974,133
	1 労働費	781,133	193,000	974,133
6 経済費		85,594,817	58,600	85,653,417
	1 商工費	85,173,886	58,600	85,232,486
7 土木費		95,008,064	325,000	95,333,064
	4 都市計画費	5,109,513	94,000	5,203,513
	6 公園緑化費	11,414,207	82,000	11,496,207
	7 建築費	13,954,749	149,000	14,103,749
8 消防費		4,940,770	143,000	5,083,770
	1 消防費	4,940,770	143,000	5,083,770
9 教育費		41,632,380	851,000	42,483,380
	9 学校整備費	17,212,325	851,000	18,063,325
歳 出 合 計		884,750,000	2,859,819	887,609,819

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正
変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
基幹系情報システム ソフトウェア利用	平成27年度から 平成45年度まで	千円 1,812,822	平成27年度から 平成45年度まで	千円 3,332,822
市 営 住 宅 建 設	平成27年度	781,000	平成27年度	938,000
市 営 住 宅 改 修	平成27年度	1,384,000	平成27年度	1,585,000
学 校 改 築 に 伴 う 学 校 舎 解 体	平成27年度	591,000	平成27年度	630,000
学 校 外 部 改 修 に 伴 う 工 事 及 び 工 事 監 理	平成27年度	76,000	平成27年度	83,000
学 校 耐 震 補 強 に 伴 う 工 事 及 び 工 事 監 理	平成27年度	1,355,000	平成27年度	1,427,000
学 校 太 陽 光 パ ネ ル 設 置	平成27年度	338,000	平成27年度	347,000

第 3 表 地 方 債 補 正
変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
大 通 交 流 拠 点 ま ち づ く り 推 進 費	千円 513,000	千円 583,000
動 物 園 整 備 費	900,000	957,000
市 営 住 宅 建 設 費	2,457,000	2,537,000
消 防 施 設 整 備 費	655,000	798,000
学 校 整 備 費	4,109,000	4,254,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

款				
項	補正前の額	補正額	計	説 明
目				
	千円	千円	千円	千円
16 国庫支出金	186,827,091	463,108	187,290,199	
2 国庫補助金	6,745,652	310,371	7,056,023	
1 総務費補助金	346,338	224,371	570,709	6 社会保障・税番号制度システム整備費 補助率 10/10、2/3 224,371
2 保健福祉費補助金	4,513,168	86,000	4,599,168	27 健康増進対策費 86,000 8 働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業費 補助率 1/2 86,000
4 国庫交付金	18,101,394	152,737	18,254,131	
4 土木費交付金	15,378,676	67,150	15,445,826	1 社会資本総合整備事業費 67,150 11 地域住宅政策事業費 67,150
5 教育費交付金	1,453,889	85,587	1,539,476	1 学校建築費 85,587
17 道支出金	34,692,344	267,319	34,959,663	
2 道補助金	6,904,825	267,319	7,172,144	
2 保健福祉費補助金	6,597,401	15,719	6,613,120	16 自殺予防対策事業費 補助率 10/10 15,719

款		補正前の額	補正額	計	説明
項					
目					
	6 労働費補助金	千円 0	千円 251,600	千円 251,600	千円 1 地域人づくり事業費 補助率 10/10 251,600
20 繰入金		18,417,876	1,100,000	19,517,876	
2 基金繰入金		18,270,313	1,100,000	19,370,313	
	1 財政調整基金	4,100,000	500,000	4,600,000	1 財政調整基金 500,000
	8 まちづくり推進基金	5,560,996	600,000	6,160,996	5 学校整備費 600,000
21 繰越金		10	534,392	534,402	
	1 繰越金	10	534,392	534,402	
	1 繰越金	10	534,392	534,402	1 純剰余金分 534,392
23 市債		90,775,000	495,000	91,270,000	
	1 市債	90,775,000	495,000	91,270,000	
	5 土木債	21,422,000	207,000	21,629,000	4 大通交流拠点まちづくり推進費 70,000 10 動物園整備費 57,000 11 市営住宅建設費 80,000
	6 消防債	655,000	143,000	798,000	1 消防施設整備費 143,000
	7 教育債	4,317,000	145,000	4,462,000	2 学校整備費 145,000
歳入合計		884,750,000	2,859,819	887,609,819	

歳

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特 定	一 般
2. 総 務 費	千円 45,971,499	千円 291,500	千円 46,262,999	千円 224,371	千円 67,129
1 総務管理費	11,681,475	222,000	11,903,475	154,871	67,129
8 情報化推進費	4,842,111	222,000	5,064,111	国庫支出金 154,871	67,129
2 市民生活費	30,833,650	69,500	30,903,150	69,500	0
1 区 政 費	1,144,493	69,500	1,213,993	国庫支出金 69,500	0
3 保健福祉費	332,092,243	997,719	333,089,962	101,719	896,000
1 社会福祉費	63,914,181	128,719	64,042,900	15,719	113,000
2 障害者福祉費	11,369,142	128,719	11,497,861	道支出金 15,719	113,000

出

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
13 委託料	222,000	情報化推進関係費追加 222,000 情報化推進費追加 222,000
13 委託料	69,500	区の総括及び連絡調整費追加 69,500 戸籍住民総括費追加 69,500
8 報償費	480	心身障害者福祉費追加 113,000
9 旅費	410	その他心身障害者福祉費追加 113,000
11 需用費	5,649	精神障害者福祉費追加 15,719
12 役務費	160	その他精神障害者福祉費追加 15,719
13 委託料	113,766	
14 使用料及び 賃借料	3,689	
15 工事請負費	1,200	
18 備品購入費	2,865	
19 負担金補助 及び交付金	500	

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定	一般
						千円	千円
5	健康衛生費		40,793,377	869,000	41,662,377	86,000	783,000
	2	予防衛生費	7,543,312	869,000	8,412,312	国庫支出金 86,000	783,000
5	労働費		781,133	193,000	974,133	193,000	0
	1	労働費	781,133	193,000	974,133	193,000	0
	2	雇用推進費	412,389	193,000	605,389	道支出金 193,000	0
6	経済費		85,594,817	58,600	85,653,417	58,600	0
	1	商工費	85,173,886	58,600	85,232,486	58,600	0
	1	商工費	84,291,747	58,600	84,350,347	道支出金 58,600	0
7	土木費		95,008,064	325,000	95,333,064	274,150	50,850
4	都市計画費		5,109,513	94,000	5,203,513	70,000	24,000
	1	都市計画推進費	1,850,636	94,000	1,944,636	市債 70,000	24,000

節		金額	説明	
区分	千円			千円
4 共 済 費	285	予防衛生費追加	869,000	
7 賃 金	1,791	感染症予防費追加	697,000	
11 需 用 費	2,989	健康増進対策費追加	172,000	
12 役 務 費	30,108			
13 委 託 料	833,827			
13 委 託 料	193,000	雇用推進費追加	193,000	
13 委 託 料	58,600	地域経済振興対策費追加	58,600	
		新産業創出費追加	44,600	
		中小企業支援事業費追加	14,000	
15 工事請負費	62,000	都心まちづくり推進費追加	94,000	
19 負担金補助 及び交付金	32,000			

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定	一般
	6	公園緑化費	千円 11,414,207	千円 82,000	千円 11,496,207	千円 57,000	千円 25,000
	3	動物園費	2,087,698	82,000	2,169,698	市債 57,000	25,000
	7	建築費	13,954,749	149,000	14,103,749	147,150	1,850
	1	市営住宅管理費	4,388,733	2,000	4,390,733	国庫支出金 1,000 市債 1,000 計 2,000	0
	2	市営住宅建設費	4,152,000	147,000	4,299,000	国庫支出金 66,150 市債 79,000 計 145,150	1,850
	8	消防費	4,940,770	143,000	5,083,770	143,000	0
	1	消防費	4,940,770	143,000	5,083,770	143,000	0
	3	消防施設整備費	1,296,460	143,000	1,439,460	市債 143,000	0

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
15 工事請負費	82,000	動物園整備費追加 動物園基本計画事業費追加	82,000 82,000
15 工事請負費	2,000	市営住宅整備費追加	2,000
15 工事請負費	147,000	市営住宅建設（24～26）費追加 市営住宅建設（25～26）費追加	109,000 38,000
15 工事請負費	143,000	消防施設整備関係費追加 消防施設整備費追加	143,000 143,000

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特 定	一 般
9 教 育 費	千円 41,632,380	千円 851,000	千円 42,483,380	千円 830,587	千円 20,413
9 学 校 整 備 費	17,212,325	851,000	18,063,325	830,587	20,413
1 学 校 整 備 費	17,212,325	851,000	18,063,325	国庫支出金 85,587 繰入金 600,000 市債 145,000 計 830,587	20,413
歳 出 合 計	884,750,000	2,859,819	887,609,819	1,825,427	1,034,392

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
13 委託料	23,460	学校建設費追加 600,000
15 工事請負費	827,540	学校新增改築費追加 600,000
		学校施設改修費追加 251,000

債務負担行為に関する調書 変 更

注 () 内は、補正前の額である。

事 項	限 度 額	25年度末までの 支出(見込)額		26年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・道 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
基幹系情報システムソフトウェア利用	3,332,822 (1,812,822)	—	—	27 ～ 45	3,332,822 (1,812,822)	0	0	0	3,332,822 (1,812,822)
市営住宅建設	938,000 (781,000)	—	—	27	938,000 (781,000)	422,796 (352,146)	511,000 (426,000)	0	4,204 (2,854)
市営住宅改修	1,585,000 (1,384,000)	—	—	27	1,585,000 (1,384,000)	792,500 (692,000)	792,000 (692,000)	0	500 (0)
学校改築に伴う校舎解体	630,000 (591,000)	—	—	27	630,000 (591,000)	0	0	0	630,000 (591,000)
学校外部改修に伴う工事及び工事監理	83,000 (76,000)	—	—	27	83,000 (76,000)	0	60,000 (56,000)	0	23,000 (20,000)
学校耐震補強に伴う工事及び工事監理	1,427,000 (1,355,000)	—	—	27	1,427,000 (1,355,000)	579,714 (543,146)	566,000 (531,000)	0	281,286 (280,854)
学校太陽光パネル設置	347,000 (338,000)	—	—	27	347,000 (338,000)	59,907 (55,550)	54,000	0	233,093 (228,450)

平成26年度札幌市公債会計補正予算（第1号）

平成26年度札幌市の公債会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 495,000千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 411,267,375千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年（2014年）5月16日提出

札幌市長 上田文雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 市 債		201,305,000	495,000	201,800,000
	1 市 債	201,305,000	495,000	201,800,000
歳 入 合 計		410,772,375	495,000	411,267,375

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰 出 金		124,109,000	495,000	124,604,000
	1 他会計繰出金	124,109,000	495,000	124,604,000
歳 出 合 計		410,772,375	495,000	411,267,375

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

款		補正前の額	補正額	計	説明	
項						
目						
		千円	千円	千円	千円	
2	市債	201,305,000	495,000	201,800,000		
1	市債	201,305,000	495,000	201,800,000		
	1 一般会計債	90,775,000	495,000	91,270,000	22 大通交流拠点まちづくり推進費	70,000
					28 動物園整備費	57,000
					29 市営住宅建設費	80,000
					30 消防施設整備費	143,000
					32 学校整備費	145,000
歳入合計		410,772,375	495,000	411,267,375		

歳

款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
項	目				
		千円	千円	千円	千円
1	繰出金	124,109,000	495,000	124,604,000	495,000
	1				
	他会計繰出金	124,109,000	495,000	124,604,000	495,000
	1				
	一般会計	90,775,000	495,000	91,270,000	市債 495,000
歳出合計		410,772,375	495,000	411,267,375	495,000

出

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
28 繰出金	495,000	公債収入金繰出金追加 495,000

札幌市税条例等の一部を改正する条例案

平成26年(2014年)5月16日提出

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市税条例等の一部を改正する条例

(札幌市税条例の一部改正)

第1条 札幌市税条例(昭和25年条例第44号)の一部を次のように改正する。

(1) 第12条の2第1項中「(同法第145条において準用する場合を含む。第33条の5第3項において同じ。)」を「又は第144条の6第1項に、「第75条の2第1項(同法第145条)」を「第75条の2第1項(同法第144条の8)」に改める。

(2) 第18条第2項を次のように改める。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、その事務所又は事業所とする。

(3) 第18条第3項中「(令)」を「(地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。))」に改め、同条第4項中「マンション建替組合」の次に「及びマンション敷地売却組合」を、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」の次に「(平成6年法律第106号)」を加える。

(4) 第28条の5第2項中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

(5) 第28条の7第1項第3号中「前号」の次に「及び次号」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例(平成26年条

例第 号) で定める控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連するもの(同条例で定める期間内に支出されたものに限り、特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

- (6) 第 28 条の 7 第 2 項第 1 号の表中「超える」を「超え 4, 000 万円以下の」に改め、同表に次のように加える。

4, 000 万円を超える金額	100 分の 45
-----------------	-----------

- (7) 第 33 条の 5 第 2 項中「施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第 3 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加え、「第 145 条」を「第 144 条の 8」に、「本項」を「この項」に改める。
- (8) 第 59 条の 3 第 1 項中「第 10 号の 7」を「第 10 号の 9」に改める。
- (9) 第 71 条第 1 号ア中「、又は」を「又は」に、「1, 000 円」を「2, 000 円」に改め、同号イ中「、又は」を「又は」に、「1, 200 円」を「2, 000 円」に改め、同号ウ中「、又は」を「又は」に、「1, 600 円」を「2, 400 円」に改め、同号エ中「2, 500 円」を「3, 700 円」に改め、同条第 2 号ア中「2, 400 円」を「3, 600 円」に、「3, 100 円」を「3, 900 円」に、「5, 500 円」を「6, 900 円」に、「7, 200 円」を「10, 800 円」に、「3, 000 円」を「3, 800 円」に、「4, 000 円」を「5, 000 円」に改め、同号イ中「1, 600 円」を「2, 400 円」に、「4, 700 円」を「5, 900 円」に改め、同条第 3 号中「4, 000 円」を「6, 000 円」に改める。
- (10) 第 108 条の 14 第 1 項及び第 2 項中「第 73 条の 27 の 2 から法第 73 条の 27 の 4 まで」を「第 73 条の 27 の 3 から法第 73 条の 27 の 5 まで」に改める。
- (11) 附則第 3 条の 2 の 3 中「後段(同条第 6 項から第 10 項まで)の次に「及び第 11 項(同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「同条第 6 項から第 10 項までの規定により特定

贈与等」を「同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等」に改める。

(12)附則第4条から第4条の3までを次のように改める。

第4条から第4条の3まで 削除

(13)附則第4条の3の2を削る。

(14)附則第4条の6第1項第2号ウ中「第10条の5の4」を「第10条の5の5」に改める。

(15)附則第4条の6の2第1項第2号中「第95条」の次に「若しくは第165条の6」を加える。

(16)附則第4条の6の3を削る。

(17)附則第4条の8中「第28条の7第2項第1号の表」の次に「195万円以下の金額の項」を、「100分の84.895」と、「」の次に「同表195万円を超え330万円以下の金額の項中」を、「100分の79.79」と、「」の次に「同表330万円を超え695万円以下の金額の項中」を、「100分の69.58」と、「」の次に「同表695万円を超え900万円以下の金額の項中」を、「100分の66.517」と、「」の次に「同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中」を、「100分の56.307」と、「」の次に「同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中」を、「100分の49.16」と」の次に「、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.005」と」を加える。

(18)附則第5条の2中「100分の14.5」を「100分の11.9」に改める。

(19)附則第5条の3第1項中「14.5分の2.2」を「11.9分の2.2」に改める。

(20)附則第5条の4第1項及び第2項並びに第5条の5第1項及び第2項中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

(21)附則第5条の7第1項中「いう。以下この項及び次項」の次に「並びに次条」を加え、「同条第1項の政令で定める基準」を「地震に対する安全性に係る基準として法附則第15条の9第1項の政令で定める基準（次条

において「耐震基準」という。)」に改める。

(22)附則第5条の7の次に次の1条を加える。

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額)

第5条の7の2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋(同法第7条又は同項の規定による報告があつたものに限り、同法第8条第1項(同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は同法第12条第2項(同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。)の規定による指示の対象となつたものを除く。)のうち平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に政府の補助で法附則第15条の10第1項の総務省令で定めるものを受けて耐震改修が行われたもので耐震基準に適合することにつき同項の総務省令で定めるところにより証明がされたもの(以下この条において「耐震基準適合家屋」という。)に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から2年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額(区分所有に係る耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに法附則第15条の10第1項に規定する同項の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該額が当該部分に係る当該耐震改修に要した費用の額として各区分所有者ごとに同項に規定する耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の100分の5に相当する額を超える場合にあつては、当該100分の5に相当する額)の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として同条第1項に規定する同項の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該額が当該耐震改修に要した費用の額として同項に

規定する耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の100分の5に相当する額を超える場合にあつては、当該100分の5に相当する額)とする。)の2分の1に相当する額を当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該期間の経過後に申告書が提出された場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(23) 附則第6条第6号アの表中「当該年度の前年度分の固定資産税について法」を「平成25年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「平成26年改正前の地方税法」という。)」に改め、同号イの表中「当該年度の前年度分の固定資産税について法」を「平成25年度分の固定資産税について平成26年改正前の地方税法」に改める。

(24) 附則第10条の2の見出しを「(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)」に改め、同条第2項中「第15条第37項」を「第15条第34項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の

1 とする。

2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

(25) 附則第 10 条の 2 に次の 2 項を加える。

6 法附則第 15 条第 3 項第 7 号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

7 法附則第 15 条第 3 項第 8 号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

(26) 附則第 14 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

第 14 条の 3 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 71 条の規定の適用については、当分の間、同条第 2 号アの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3, 900 円	4, 600 円
6, 900 円	8, 200 円
10, 800 円	12, 900 円
3, 800 円	4, 500 円
5, 000 円	6, 000 円

(27) 附則第 16 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 26 年度」を「平成 29 年度」に改める。

(28) 附則第 19 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

(29) 附則第 20 条を次のように改める。

第 20 条 削除

(札幌市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 札幌市税条例の一部を改正する条例(平成22年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第18条の3の改正規定のうち同条第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「したものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

(札幌市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 札幌市税条例の一部を改正する条例(平成25年条例第34号)の一部を次のように改正する。

- (1) 附則第4条第4項及び第4条の2第4項の改正規定を削る。
- (2) 附則第18条の2の改正規定のうち同条第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。
- (3) 附則第1条第3号中「第28条第5項」の次に「及び附則第18条の8第5項第3号」を加え、同条第5号中「、第18条の7及び第18条の8第5項第3号」を「及び第18条の7」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中札幌市税条例第28条の5第2項の改正規定並びに同条例附則第5条の2及び第5条の3の改正規定並びに附則第3条第2項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中札幌市税条例附則第3条の2の3の改正規定、同条例附則第4条の3の2を削る改正規定、同条例附則第4条の6第1項第2号ウの改正規定及び同条例附則第4条の6の3を削る改正規定並びに次条第3項の規

定 平成 27 年 1 月 1 日

- (3) 第 1 条中札幌市税条例第 7 1 条の改正規定並びに附則第 5 条及び第 7 条
(第 1 条の規定による改正後の札幌市税条例 (以下「新条例」という。)
附則第 1 4 条の 3 に係る部分を除く。) の規定 平成 27 年 4 月 1 日
- (4) 第 1 条中札幌市税条例第 2 8 条の 7 第 2 項第 1 号の表の改正規定及び同
条例附則第 4 条の 8 の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 28 年 1 月
1 日
- (5) 第 1 条中札幌市税条例第 1 2 条の 2 第 1 項、第 1 8 条第 2 項及び第 3 項
並びに第 3・3 条の 5 第 2 項及び第 3 項の改正規定並びに同条例附則第 1 4
条の 3 の改正規定並びに附則第 6 条及び第 7 条 (新条例附則第 1 4 条の 3
に係る部分に限る。) の規定 平成 28 年 4 月 1 日
- (6) 第 1 条中札幌市税条例附則第 4 条の 6 の 2 第 1 項第 2 号の改正規定及び
次条第 4 項の規定 平成 30 年 1 月 1 日
- (7) 第 1 条中札幌市税条例第 1 8 条第 4 項の改正規定 (「マンション建替組
合」の次に「及びマンション敷地売却組合」を加える部分に限る。) マ
ンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律 (平成 2
6 年法律第 号) の施行の日
- (8) 第 1 条中札幌市税条例第 5 9 条の 3 の改正規定 子ども・子育て支援法
(平成 24 年法律第 65 号) の施行の日
(個人の市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する
部分は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2
5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 2 8 条の 7 第 2 項第 1 号及び附則第 4 条の 8 の規定は、平成 28
年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 27 年度分までの個
人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 3 条の 2 の 3 及び第 4 条の 6 第 1 項第 2 号ウの規定は、平成
27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分まで
の個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第 4 条の 6 の 2 第 1 項第 2 号の規定は、平成 30 年度以後の年

度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(法人の市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の5第2項並びに附則第5条の2及び第5条の3の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27

年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 6 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第71条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第6条 新条例附則第14条の3の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第14条の3の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第7条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第71条及び附則第14条の3の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第71条第2号 ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第14条の3の表以外の部分	第71条	札幌市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第号）附則第7条の規定により読み替えて適用される第71条

	同条	同条例附則第7条の規定により読み替えて適用される第71条
新条例附則第14条の3の表	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(都市計画税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(理由)

地方税法の一部改正等に伴い、個人市民税、法人市民税、固定資産税等について所要の改正を行うため、本案を提出する。

議案第4号

札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例案

平成26年(2014年)5月16日提出

札幌市長 上田文雄

札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号の規定による個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる控除対象特定非営利活動法人(同条第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)及び当該控除対象特定非営利活動法人に係る札幌市税条例(昭和25年条例第44号)第28条の7第1項第4号の期間は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

控除対象特定非営利活動法人		札幌市税条例第28条の7第1項第4号の期間
名称	主たる事務所の所在地	
特定非営利活動法人シーズネット	札幌市北区北10条西4丁目1番地SCビル2F	平成26年1月1日から平成31年5月29日まで

(理 由)

地方税法及び札幌市税条例の規定による個人市民税の控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定めるため、本案を提出する。

札幌市保健所及び保健センター設置条例の一部を改正する条例案
平成26年（2014年）5月16日提出

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市保健所及び保健センター設置条例の一部を改正する条例

札幌市保健所及び保健センター設置条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。

- (1) 附則第1項の見出しを削る。
- (2) 附則第2項から第4項までを削り、附則に次の1項を加える。

2 札幌市保健所及び保健センター設置条例の一部を改正する条例（平成26年条例第 号）の施行の日から市長が別に定める日までの間における札幌市北保健センターの位置は、第2条及び別表の規定にかかわらず、札幌市北区北24条西5丁目とする。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（理 由）

北保健センターの建物の耐震工事等を行うことに伴い、同センターを一時的に移転するため、本案を提出する。

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

平成26年(2014年)5月16日提出

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例(昭和36年条例第9号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第15条の2の2第1項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。
- (2) 第15条の3第1項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。
- (3) 第19条第1項第2号中「(当該納付義務者を除く。)」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改め、同条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第15条の2の2第1項ただし書、第15条の3第1項ただし書及び第19条の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険の後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の限度額を引き上げるとともに、保険料の減額の対象となる納税義務者の範囲を拡大するため、本案を提出する。

札幌市生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例案

平成26年(2014年)5月16日提出

札幌市長 上田文雄

札幌市生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例

札幌市生活環境の確保に関する条例(平成14年条例第5号)の一部を次のように改正する。

(1) 第52条を次のように改める。

(特定粉じん排出等作業に係る説明)

第52条 大気汚染防止法第18条の17第1項前段の規定による調査を行った受注者は、当該調査に係る工事が特定工事に該当するときは、同項後段に規定する事項のほか、規則で定める書類の記載事項について、当該工事の発注者(建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいう。以下同じ。)に対し説明しなければならない。

(2) 第54条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定工事を施工した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 第54条に次の1項を加える。

2 前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(4) 第56条の見出しを「(作業基準適合命令等)」に改める。

(5) 第57条の見出し中「注文者」を「発注者」に改め、同条中「注文者」を「発注者」に、「工期等」を「工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項」に改める。

(6) 第125条中「一般粉じん発生施設を設置している者」の次に「、特定工事の発注者」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号。以下「改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法の施行後この条例の施行前に改正法による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業については、この条例による改正後の第52条の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行前に改正法による改正前の大気汚染防止法（以下「改正前の法」という。）第18条の15第1項又は第2項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業については、この条例による改正後の第52条、第54条、第57条及び第125条の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に改正前の法第18条の15第1項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業の方法に関する条例第55条の規定による計画の変更の命令については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(理 由)

大気汚染防止法の一部改正に伴い、条例で独自に規定する石綿の飛散防止対策について、同法との整合を図る等所要の改正を行うため、本案を提出する。

札幌市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例案

平成 26 年（2014 年）5 月 16 日提出

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

札幌市土地区画整理事業施行規程（昭和 35 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表 1 札幌圏都市計画事業米里北土地区画整理事業の項を削る。
- (2) 別表 2 札幌圏都市計画事業米里北土地区画整理事業の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

札幌圏都市計画事業米里北土地区画整理事業の終了に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

平成26年(2014年)5月16日提出

札幌市長 上田文雄

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和58年条例第1号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表1 篠路9条6丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

南2西3南西地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画南2西3南西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
創世交流拠点地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画創世交流拠点地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

(2) 別表2 上野幌西地区地区整備計画区域の項利便施設地区の目ア欄を次のように改める。

<p>(1) 住宅等(複合住宅の一部となるもの並びに住宅以外の用途に供する部分が次のア及びイに該当する兼用住宅を除く。)</p> <p>ア 第3号及び第4号に掲げるものの用途に供するもの以外のもの</p> <p>イ 床面積の合計が当該建築物の延べ面積の2分の1を超えるもの</p> <p>(2) 複合住宅(住宅以外の用途に供する部分が前号ア及びイに該当するものを除く。)</p> <p>(3) 店舗等の用途のうち、政令第130条の3第1号若しくは第7号又は第130条の5の3各号に掲げる用途以外の用途に供するもの</p> <p>(4) 1階の部分を共同住宅の住戸若しくは住室、寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室の用途に供するもの</p>

- (3) 別表 2 手稻山口地区地区整備計画区域の項低層専用住宅地区の目ア欄中「(自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。))の用途に供する部分を除く。」を削り、「住宅以外の用途に供する」を「当該」に改め、「床面積」の次に「(法第 5 2 条第 3 項及び第 6 項並びに政令第 2 条第 1 項第 4 号ただし書(同条第 3 項において適用される場合を含む。))の規定により建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた建築物の部分の床面積を除く。」を加え、同項沿道 A 地区の目オ欄中「500」を「300」に改め、同目キ欄を次のように改める。

外壁等の面から都市計画道路曲長通の道路境界線 (隅切部分を除く。)までの距離	3
外壁等の面から都市計画道路曲長通以外の道路の 道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	2

- (4) 別表 2 篠路 9 条 6 丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

南2 西3 南西 地区 地区 整備 計画 区域	都心商 業地区	(1) マージャン屋、ぱち んこ屋、射的場、勝馬 投票券発売所、場外車 券売場その他これら に類するもの (2) キャバレー、料理 店、ナイトクラブ、ダ ンスホールその他こ れらに類するもの (3) 個室付浴場業に係 る公衆浴場、ヌードス タジオ、のぞき劇場、 ストリップ劇場、専ら 異性を同伴する客の 休憩の用に供する施 設、専ら性的好奇心を そそる写真その他の 物品の販売を目的と する店舗その他これ らに類するもの									
--	------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

創世 交流 拠点 地区 地区 整備 計画 区域	創世交 流拠点 (北1 西1街 区)地 区	(1) 住宅等 (2) 共同住宅、寄宿舎又 は下宿 (3) 病院 (4) 老人ホーム、身体障 害者福祉ホームその 他これらに類するも の (5) マージャン屋、ぱち んこ屋、射的場、勝馬 投票券発売所、場外車 券売場その他これら に類するもの (6) キャバレー、料理 店、ナイトクラブ、ダ ンスホールその他こ れらに類するもの (7) 個室付浴場業に係 る公衆浴場、ヌードス									
--	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	タジオ、のぞき劇場、 ストリップ劇場、専ら 異性を同伴する客の 休憩の用に供する施 設、専ら性的好奇心を そそる写真その他の 物品の販売を目的と する店舗その他これ らに類するもの										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、南2西3南西地区及び創世交流拠点地区の地区整備計画の区域における建築物の用途に関する制限を定めるとともに、手稻山口地区の地区整備計画の区域における建築物の敷地に関する制限を緩和する等のため、本案を提出する。

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案

平成26年(2014年)5月16日提出

札幌市長 上田文雄

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例

札幌市営住宅条例(平成9年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表1 幌北団地の項及び別表2 幌北団地駐車場の項中「北区」の次に「北24条西3丁目、」を加える。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 幌北団地に係る入居者の決定の手続、敷金の徴収手続その他幌北団地を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(理 由)

新たに市営住宅1団地の一部を供用するため、本案を提出する。

札幌市消防長及び消防署長の資格を定める条例案

平成 26 年（2014 年）5 月 16 日提出

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市消防長及び消防署長の資格を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

（消防長の資格）

第 2 条 消防長の資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

(1) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、本市の消防署長の職又は本市の消防本部における当該職と同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。

(2) 本市の行政事務に従事した者で、札幌市事務分掌条例（昭和 46 年条例第 40 号）第 1 条に規定する室及び局の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。

（消防署長の資格）

第 3 条 消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、本市の消防司令長以上の階級に 1 年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の資格を定めるため、本案を提出する。

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案

平成26年(2014年)5月16日提出

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例

札幌市火災予防条例(昭和48年条例第34号)の一部を次のように改正する。

(1) 目次中

「第6章 防火管理及び防災管理並びに避難管理(第56条—第63条の2)」

を

「第6章 防火管理及び防災管理並びに避難管理(第56条—第63条の2)」

第6章の2 屋外催しに係る防火管理(第63条の3・第63条の4)」に改める。

(2) 第22条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器(消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号に規定する消火器(同条第2号に規定する住宅用消火器を除く。))のうち、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の種別及び周囲の可燃物等の消火に適応したものに限る。)の準備をした上で使用すること。

(3) 第23条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

(4) 第25条第2項及び第26条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

(5) 第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第63条の3 消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定するものとする。

2 消防署長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防署長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なく、その旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、規則で定める方法により公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第63条の4 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第67条第7号において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

- 2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前まで（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、消防署長が定める日まで）に、前項の規定による計画を所轄消防署長に提出しなければならない。
- (6) 第67条の見出し及び同条第1号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条に次の1号を加える。
- (7) 祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等（対象火気器具等を使用するものに限る。）の開設（第63条の4第2項の規定により火災予防上必要な業務に関する計画が提出される場合を除く。）
- (7) 第73条に次の1号を加える。
- (4) 第63条の4第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者
- (8) 第74条第1項中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条にかかる罰金刑」を「、同条の刑」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第63条の3及び第63条の4の規定は、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、適用しない。

(理 由)

消防法施行令の一部改正等に伴い、火を使用する器具等の取扱いに関する基準を強化するほか、屋外における催しに係る防火管理体制の構築を図るため、本案を提出する。

屯田小学校改築（その1）工事請負契約締結の件
平成26年（2014年）5月16日提出

札幌市長 上 田 文 雄

下記により工事請負契約を締結するものとする。

記

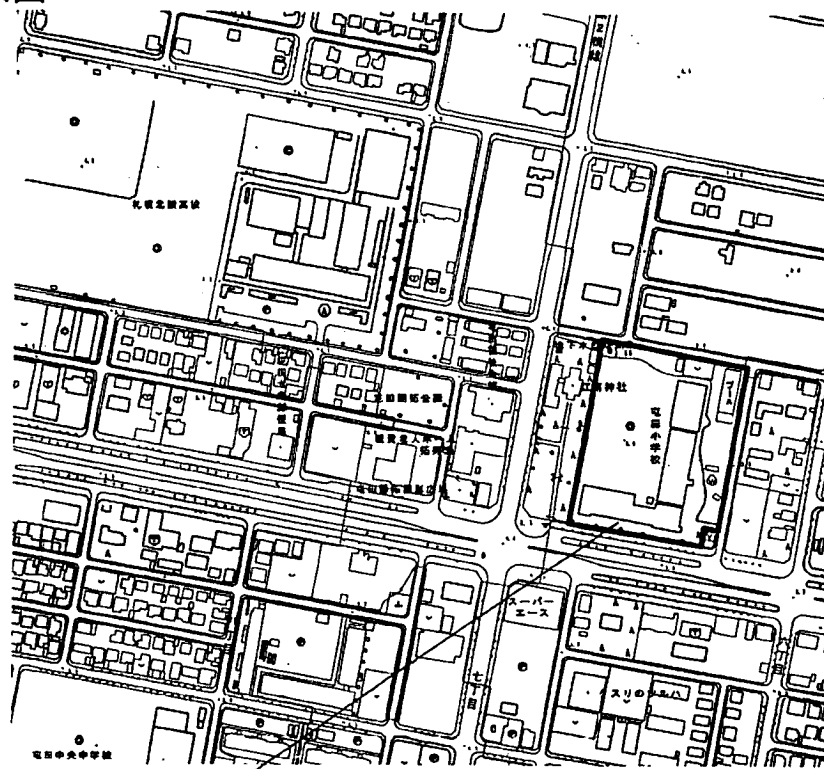
- 1 工 事 名 屯田小学校校舎棟改築工事（主体工事）
- 2 工 事 場 所 札幌市北区屯田7条6丁目2番1ほか
- 3 契 約 金 額 1,652,400,000円
- 4 契約の相手方 東急・泰進特定共同企業体
構成員
札幌市中央区北3条西2丁目1番地
東急建設株式会社札幌支店
執行役員支店長 小 林 聖 宣
札幌市中央区北2条東2丁目1番地16
株式会社泰進建設
代表取締役 戸 井 宣 夫
- 5 しゅん功期限 平成27年3月13日

（理 由）

屯田小学校校舎棟改築工事（主体工事）の請負契約を締結するため、本案を提出する。

参考：「屯田小学校校舎棟改築工事（主体工事）」付近見取図及び配置図

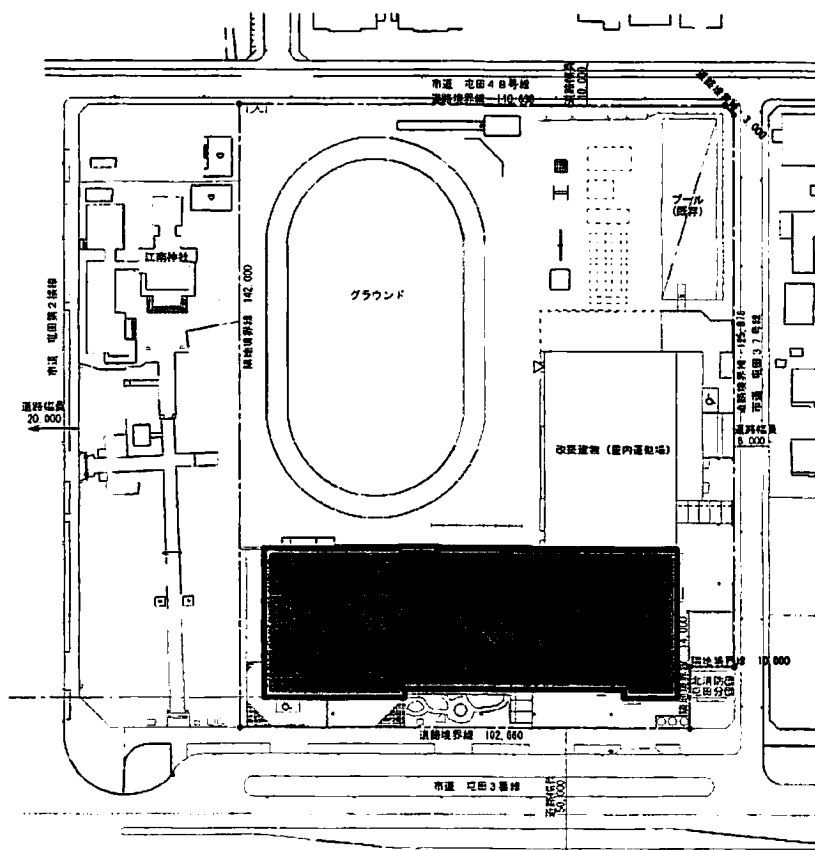
付近見取図




札幌市北区屯田7条6丁目2-1、2-4

凡例  建設地

配置図



凡例  校舎棟改築部分

屯田小学校改築（その2）工事請負契約締結の件

平成26年（2014年）5月16日提出

札幌市長 上田文雄

下記により工事請負契約を締結するものとする。

記

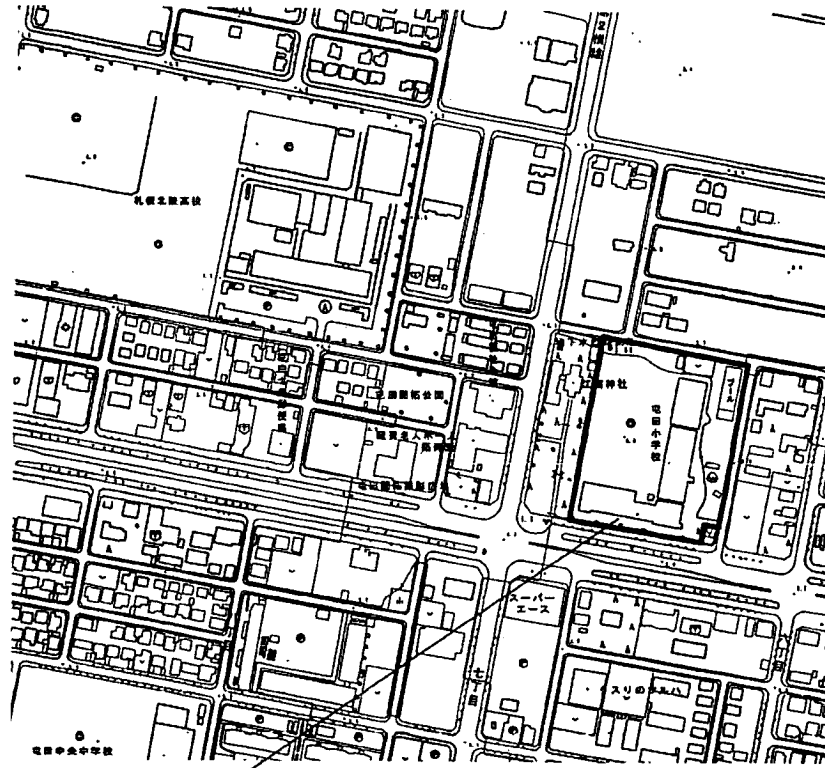
- 1 工 事 名 屯田小学校屋内運動場棟改築工事（主体工事）
- 2 工 事 場 所 札幌市北区屯田7条6丁目2番1ほか
- 3 契 約 金 額 520,776,000円
- 4 契 約 の 相 手 方 札幌市中央区南1条西19丁目291番地
山崎建設工業株式会社
取締役社長 東海林 哲 郎
- 5 しゅん功期限 平成27年3月13日

（理 由）

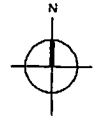
屯田小学校屋内運動場棟改築工事（主体工事）の請負契約を締結するため、
本案を提出する。

参考：「屯田小学校屋内運動場棟改築工事（主体工事）」付近見取図及び配置図

付近見取図

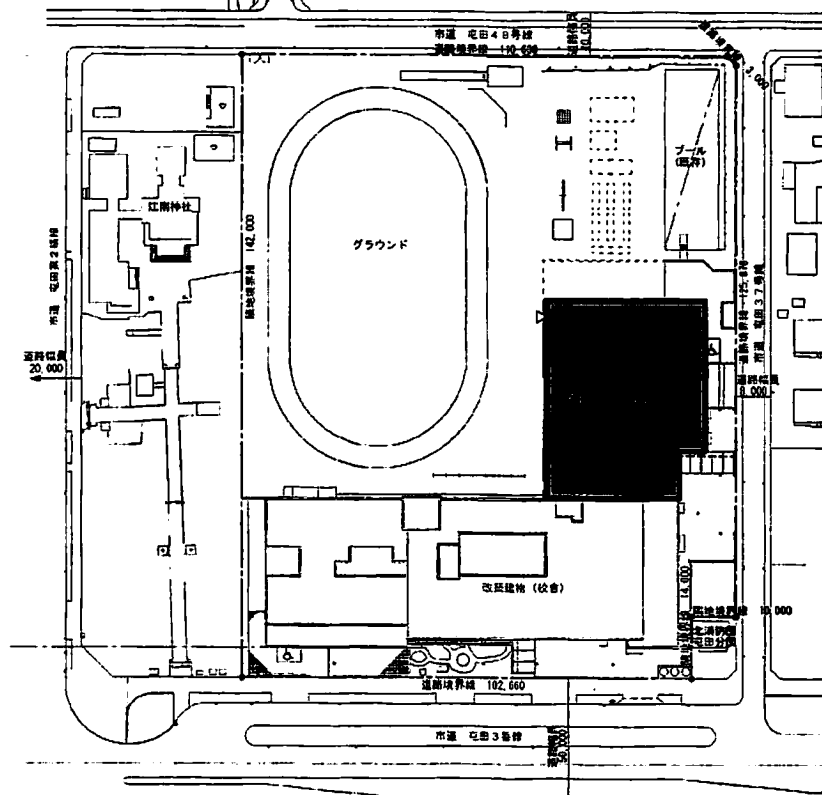



札幌市北区屯田7条6丁目2-1、2-4



凡例  建設地

配置図



凡例  屋内運動場棟改築部分

啓明中学校改築工事請負契約締結の件

平成26年（2014年）5月16日提出

札幌市長 上 田 文 雄

下記により工事請負契約を締結するものとする。

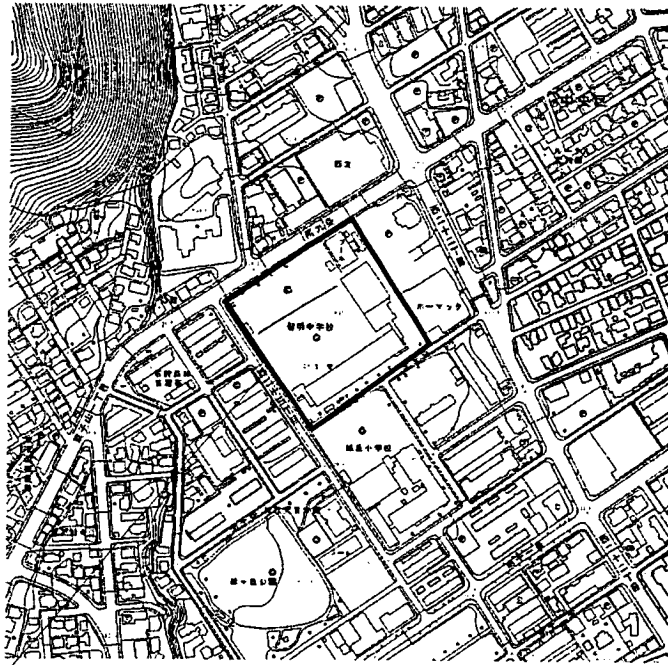
記

- 1 工 事 名 啓明中学校改築工事（主体工事）
- 2 工 事 場 所 札幌市中央区南9条西22丁目1番1ほか
- 3 契 約 金 額 1, 479, 600, 000円
- 4 契約の相手方 田中・丸竹竹田特定共同企業体
構成員
札幌市中央区北6条西17丁目17番地の5
株式会社田中組
取締役社長 阿 部 芳 昭
札幌市東区本町2条5丁目7番10号
株式会社丸竹竹田組
代表取締役社長 竹 田 邦 治
- 5 しゅん功期限 平成27年3月13日

（理 由）

啓明中学校改築工事（主体工事）の請負契約を締結するため、本案を提出する。

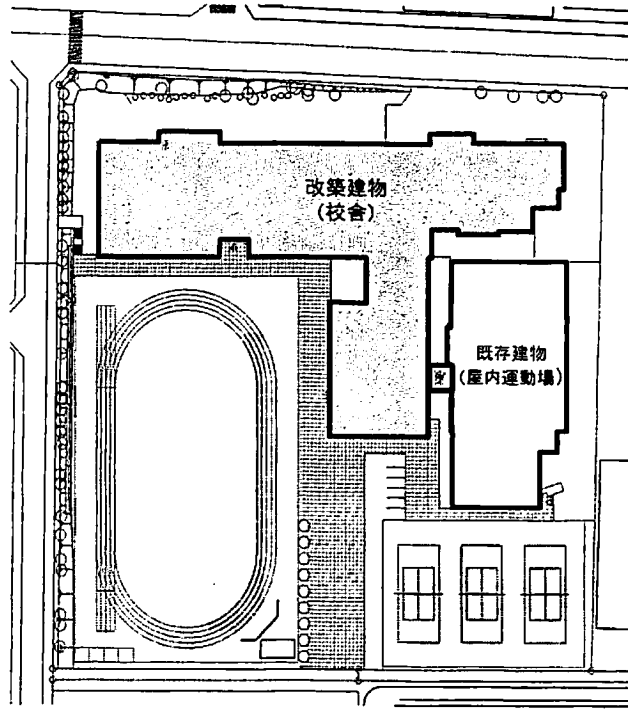
付近見取図



札幌市中央区南9条西22丁目1-1、1-6

凡例  建設地

配置図



凡例  改築部分

中島中学校改築工事請負契約締結の件

平成26年（2014年）5月16日提出

札幌市長 上 田 文 雄

下記により工事請負契約を締結するものとする。

記

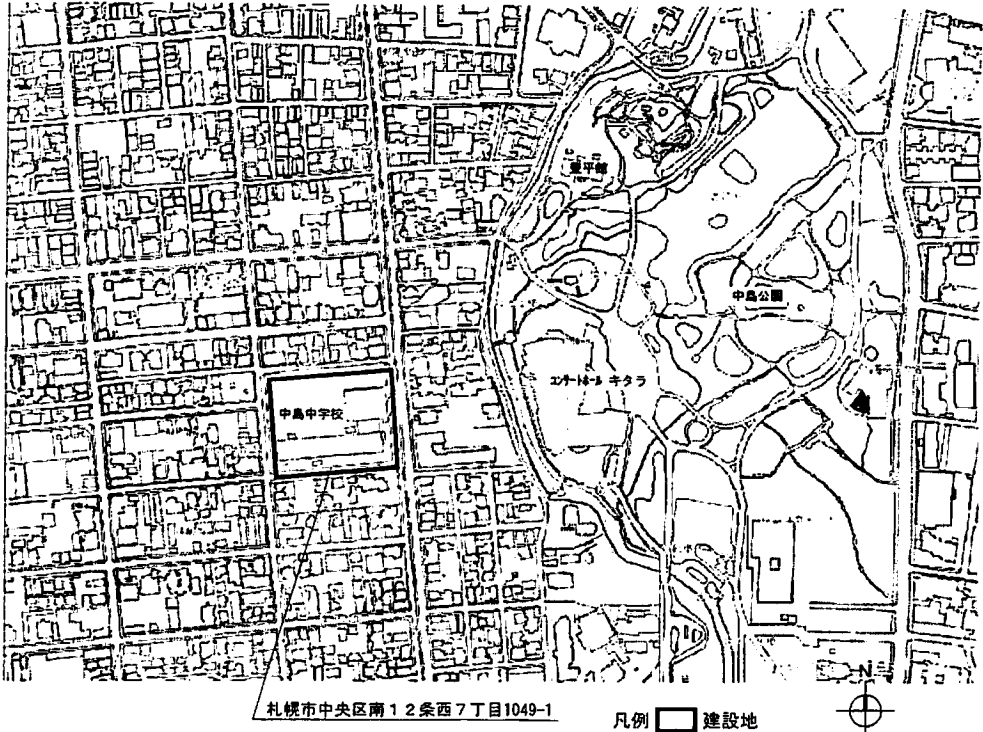
- 1 工 事 名 中島中学校改築工事（主体工事）
- 2 工 事 場 所 札幌市中央区南12条西7丁目1049番地1
- 3 契 約 金 額 885,492,000円
- 4 契約の相手方 田中・丸竹竹田特定共同企業体
構成員
札幌市中央区北6条西17丁目17番地の5
株式会社田中組
取締役社長 阿 部 芳 昭
札幌市東区本町2条5丁目7番10号
株式会社丸竹竹田組
代表取締役社長 竹 田 邦 治
- 5 しゅん功期限 平成27年3月13日

（理 由）

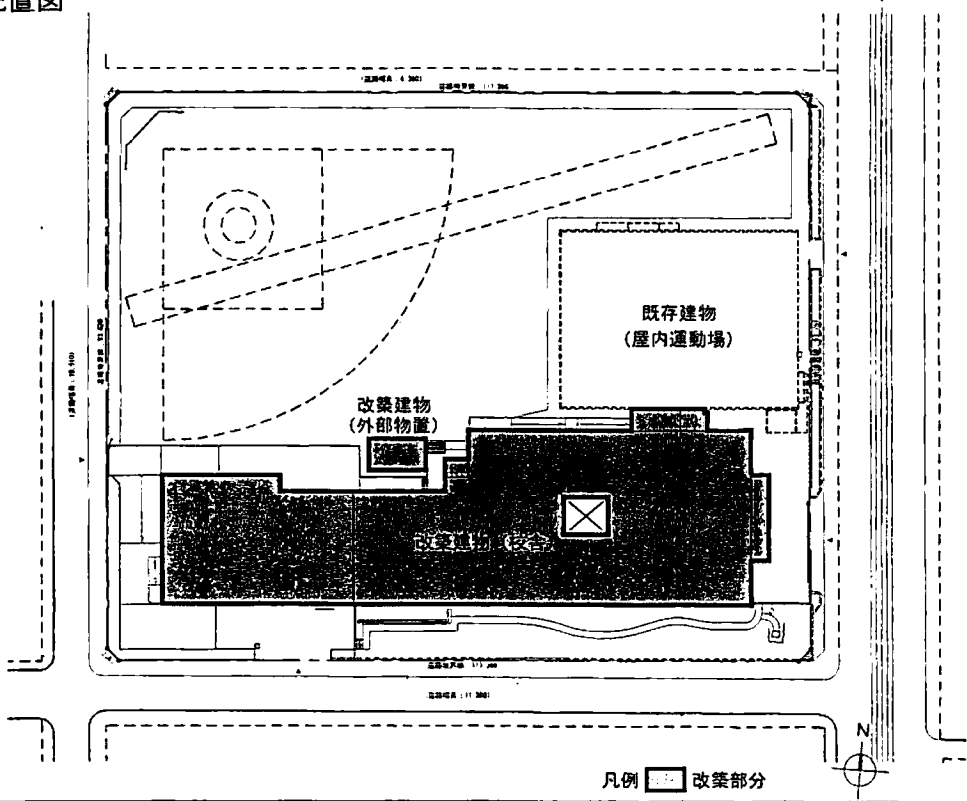
中島中学校改築工事（主体工事）の請負契約を締結するため、本案を提出する。

参考：「中島中学校改築工事（主体工事）」付近見取図及び配置図

付近見取図



配置図



道道西野真駒内清田線（こばやし峠）トンネル新設工事請負契約
締結の件議決変更の件

平成26年（2014年）5月16日提出

札幌市長 上田文雄

平成23年9月28日議決の道道西野真駒内清田線（こばやし峠）トンネル
新設工事請負契約締結の件の一部を下記のように変更する。

記

第3項契約金額の部分中「4,168,923,150円」を「4,553,
435,550円」に改める。

（理由）

道道西野真駒内清田線（こばやし峠）トンネル新設工事の契約金額を変更す
るため、本案を提出する。



議案第16号



道道西野真駒内清田線（こばやし峠）トンネル新設工事請負契約
締結の件

平成23年（2011年）9月22日提出

札幌市長 上田文雄

下記により工事請負契約を締結するものとする。

記

1. 工 事 名 社会資本整備総合交付金事業道道西野真駒内清田線（こばやし峠）トンネル新設工事
2. 工 事 場 所 札幌市南区北ノ沢1841番先ほか
3. 契 約 金 額 2,818,725,000円
4. 契約の相手方 清水・堀口特定共同企業体
構成員
札幌市中央区北1条西2丁目1番地
清水建設株式会社北海道支店
執行役員支店長 岩川 千行
留萌市高砂町1丁目4番15号
株式会社堀口組
代表取締役 堀 口 亘
5. しゅん功期限 平成27年3月25日

（理 由）

社会資本整備総合交付金事業道道西野真駒内清田線（こばやし峠）トンネル新設工事の請負契約を締結するため、本案を提出する。



議案第33号



道道西野真駒内清田線（こばやし峠）トンネル新設工事請負契約
締結の件議決変更の件

平成25年（2013年）2月13日提出

札幌市長 上 田 文 雄

平成23年9月28日議決の道道西野真駒内清田線（こばやし峠）トンネル
新設工事請負契約締結の件の一部を下記のように変更する。

記

第3項契約金額の部分中「2,818,725,000円」を「4,168,
923,150円」に改め、第5項しゅん功期限の部分中「平成27年3月2
5日」を「平成28年3月25日」に改める。

（理 由）

道道西野真駒内清田線（こばやし峠）トンネル新設工事の契約金額及びしゅん功期限を変更するため、本案を提出する。

財産の取得の件（都市環境林用地）

平成26年（2014年）5月16日提出

札幌市長 上 田 文 雄

下記の土地を取得することができるものとする。

記

札幌市南区澄川389番1051ほか2筆のうち

山林 約234,500平方メートル

予定価格 約190,000千円

（理 由）



澄川都市環境林用地の一部を取得するため、本案を提出する。

参考 「澄川都市環境林用地」 位置図



地下鉄真駒内駅

南区役所

凡 例	
	今回取得予定地
	既取得済地

縮尺 1 : 12500

0 50 100 150 200 300 400 500 600 700 800 900 1000 (m)

町の区域を新たに画し、及び変更する件
平成26年（2014年）5月16日提出

札幌市長 上 田 文 雄

南区豊滝及び西区八軒7条西4丁目のそれぞれの一部区域について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による告示で定める日から、別図のとおり、町の区域を新たに画し、及び変更し、その名称及び区域を次のように定める。

記

- 1 町の区域を新たに画するもの
南区豊滝の一部区域に関するもの

新たに画する町の区域の名称	新たに画する町の従来の区域
豊 滝 1 丁 目	豊 滝 の 一 部
豊 滝 2 丁 目	豊 滝 の 一 部

- 2 町の区域を変更するもの
西区八軒7条西4丁目の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
八 軒 6 条 西 4 丁 目	八軒6条西4丁目の全部及び 八軒7条西4丁目の一部

（理 由）

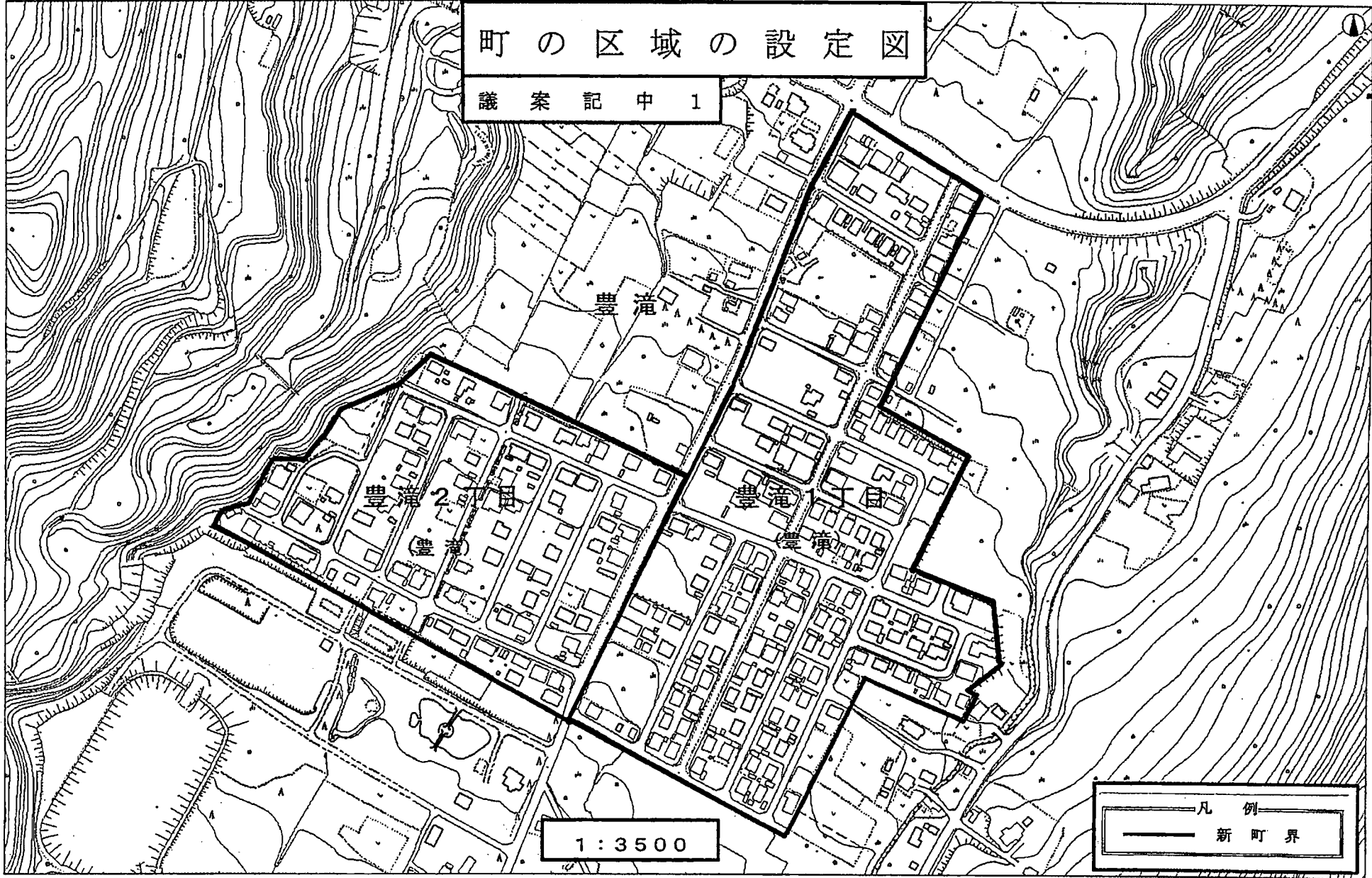
南区豊滝及び西区八軒7条西4丁目のそれぞれの一部区域について、町の区域を新たに画し、及び変更するため、本案を提出する。

〈別図〉 位 置 図



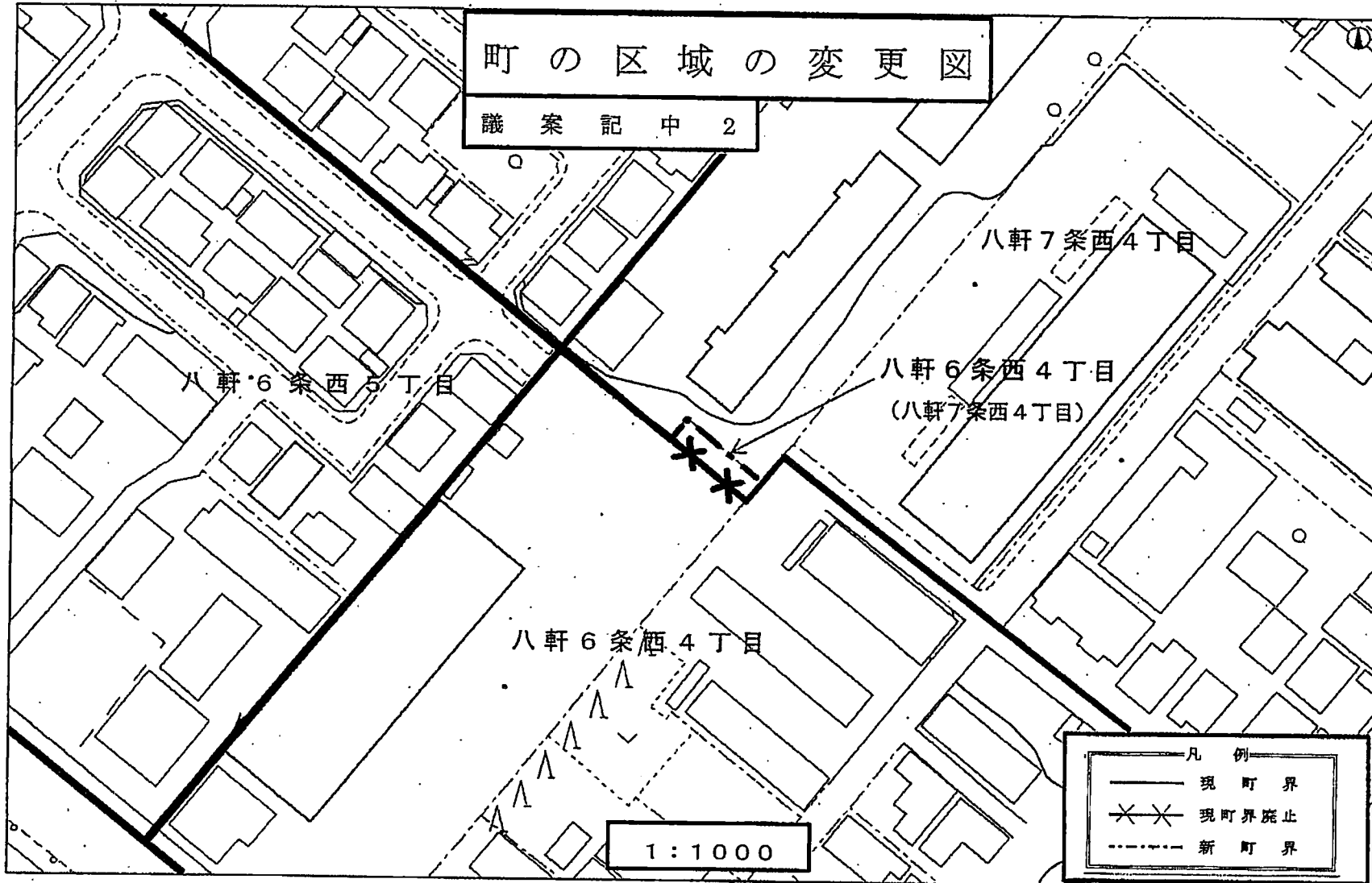
町の区域の設定図

議案記中 1



町の区域の変更図

議案記中 2



札幌市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

平成26年(2014年)5月16日提出

札幌市長 上 田 文 雄

札幌市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

札幌市区の設置等に関する条例(昭和46年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表南区の項中「簾舞」を「簾舞 豊滝1丁目 豊滝2丁目」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(理 由)

南区豊滝の一部区域について、町の区域を新たに画することに伴い、関係規定の字句を整理するため、本案を提出する。

市道の認定及び変更の件

平成26年（2014年）5月16日提出

札幌市長 上 田 文 雄

別表及び別図のとおり、それぞれ路線を認定し、及び変更する。

- | | |
|----------|-----|
| 1 認定する路線 | 9路線 |
| 2 変更する路線 | 6路線 |

（理 由）

寄附を受けた私道等を管理するに当たり、9路線を認定するとともに、6路線を変更するため、本案を提出する。

別表

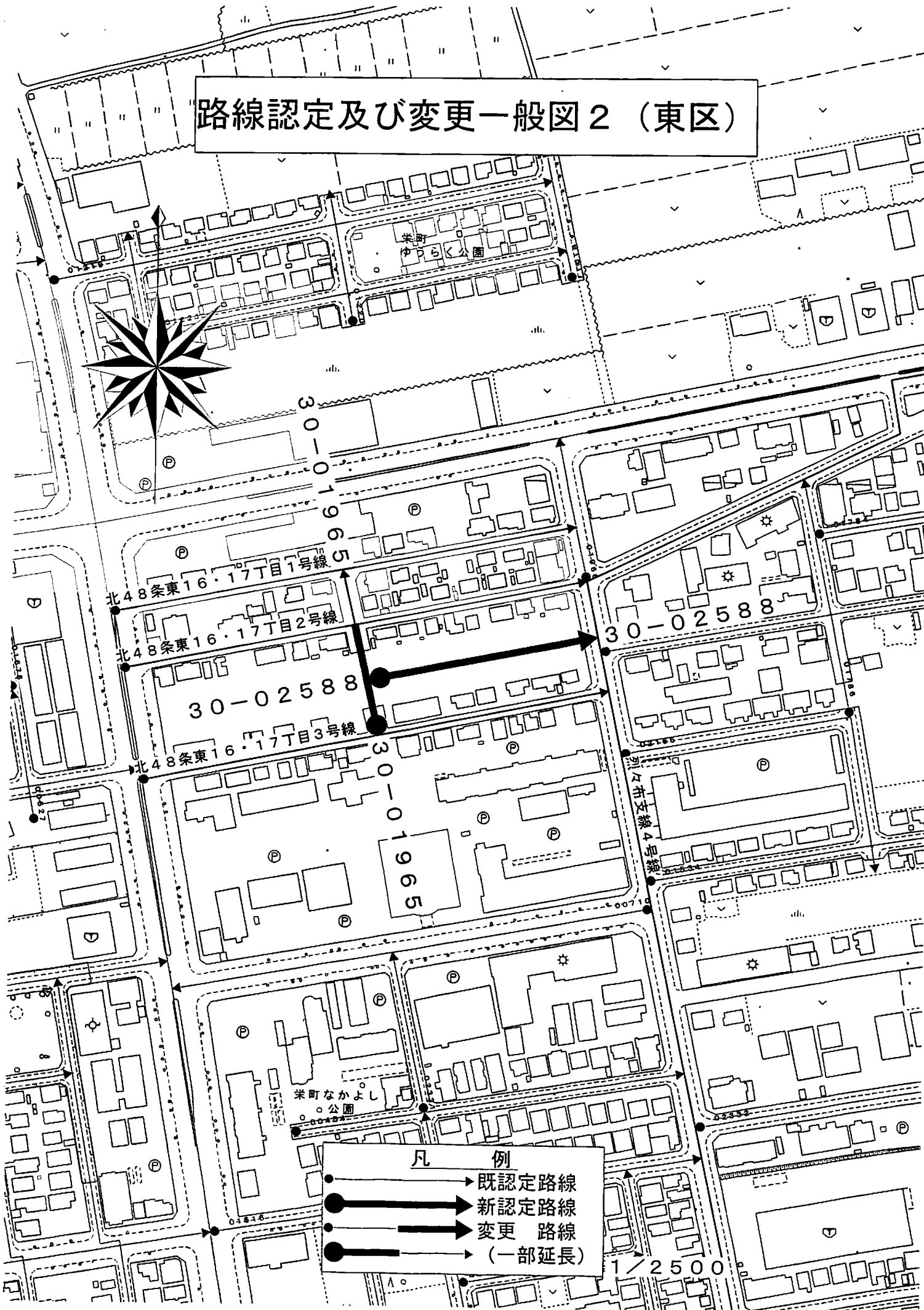
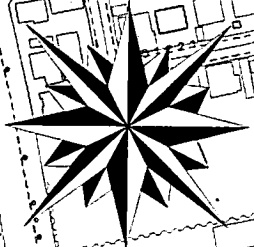
1 認定する路線

整理番号	路線名	起 点 名	図 面 ページ
		終 点 名	
30-02588	北48条東17丁目 2号線	北48条東17丁目1号線	2
		烈々布支線4号線	
40-03027	北郷4条4丁目 12号線	北郷4条4丁目5号線	4
		北郷5条線	
40-03028	平和通6丁目北 8号線	平和通5号線	5
		平和通4号線	
55-03566	平岡5条6丁目 4号線	北野里塚線	6
		平岡260号線	
60-02492	南36条西10丁目 2号線	主要市道真駒内篠路線	7
		南36条西10丁目1号線	
60-02493	南37条西10丁目 1号線	南36条西10丁目1号線	7
		南区南37条西10丁目446番47先	
60-02494	真駒内南町1丁目 3号線	真駒内団地西線	8
		真駒内団地中央線	
60-02495	川沿12条4丁目 7号線	川沿12条4丁目1号線	9
		南区川沿12条4丁目1876番1989先	
70-04392	八軒7条東2丁目 1号線	八軒東10号線	10
		八軒東11号線	

2 変更する路線

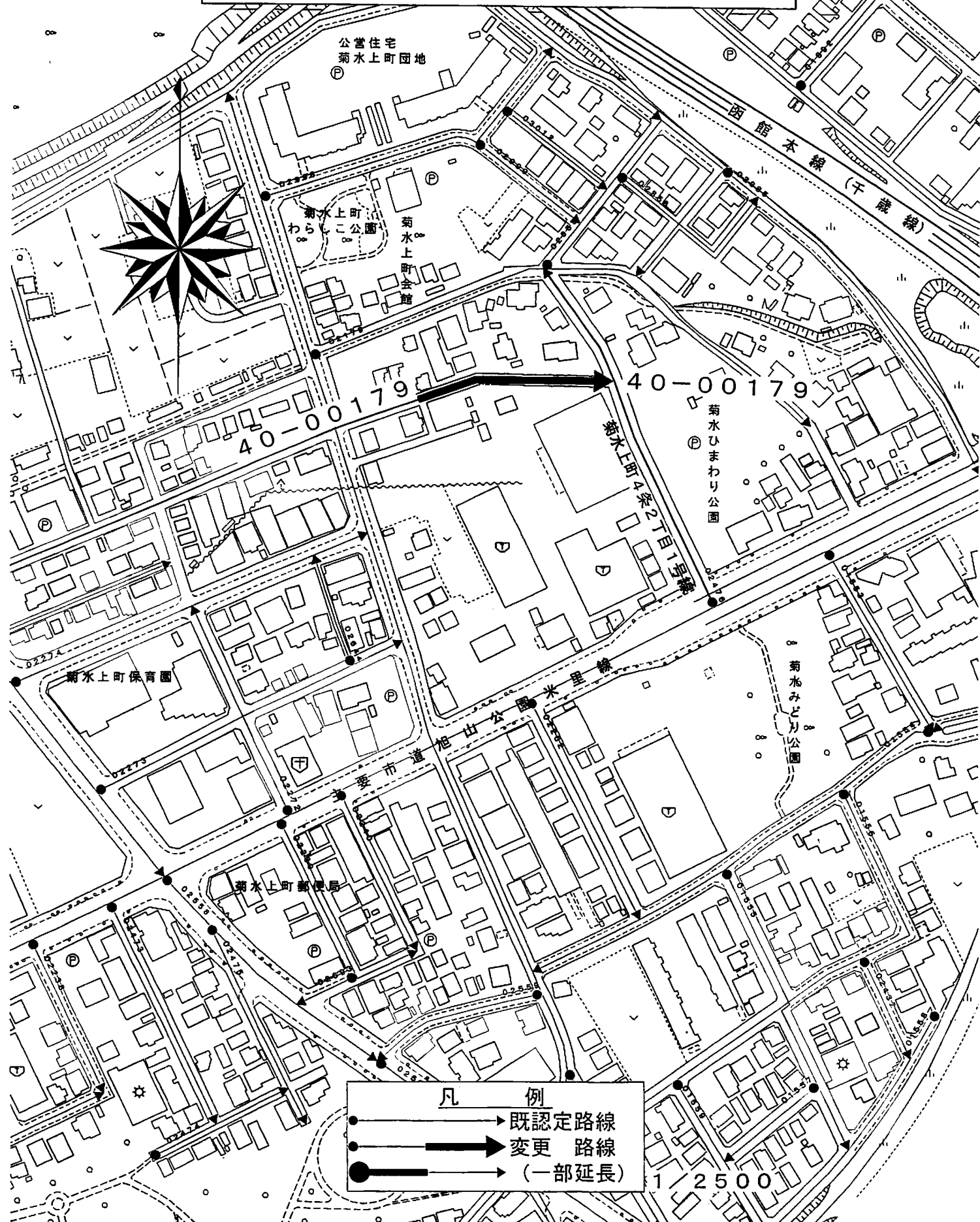
整理番号	旧	路線名	起 点 名	図 面 ページ
	新		終 点 名	
20-02795	旧	屯田75号線	屯田71号線 北区屯田9条1丁目867番8先	1
	新		屯田71号線 屯田82号線	
20-02797	旧	屯田77号線	北区屯田9条1丁目871番7先 屯田68号線	1
	新		屯田75号線 屯田68号線	
20-02955	旧	屯田81号線	北区屯田9条1丁目875番10先 屯田67号線	1
	新		屯田77号線 屯田67号線	
30-01965	旧	北48条東17丁目1号線	北48条東16・17丁目2号線 北48条東16・17丁目1号線	2
	新		北48条東17丁目1号線 北48条東16・17丁目1号線	
40-00179	旧	菊水上町3号線	菊水上町4号線 白石区菊水上町4条2丁目136番18先	3
	新		菊水上町4号線 菊水上町4条2丁目1号線	
60-02428	旧	南36条西10丁目1号線	主要市道真駒内篠路線 南区南36条西10丁目475番4先	7
	新		南36条西10丁目1号線 主要市道真駒内篠路線 一般国道230号	

路線認定及び変更一般図2 (東区)



凡	例
	既認定路線
	新認定路線
	変更路線
	(一部延長)

路線変更一般図3 (白石区)



北白石中学校

路線認定一般図4（白石区）

北白石小学校

北郷ゴルフセンター

北郷月寒川橋

北郷5家線



白石北郷郵便局

北郷4家4丁目5字線

40-03027

北郷公園

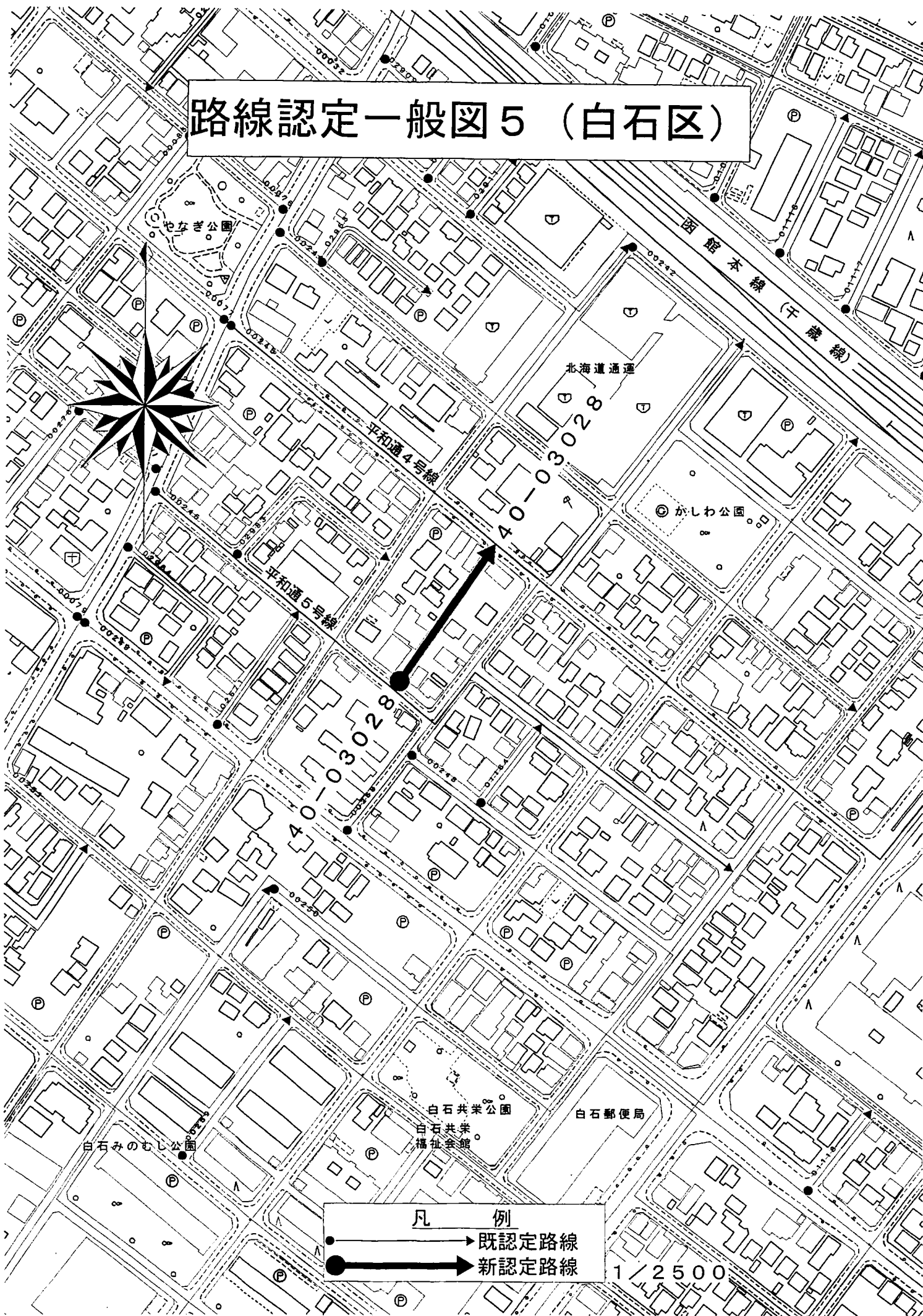
北郷小学校

凡 例

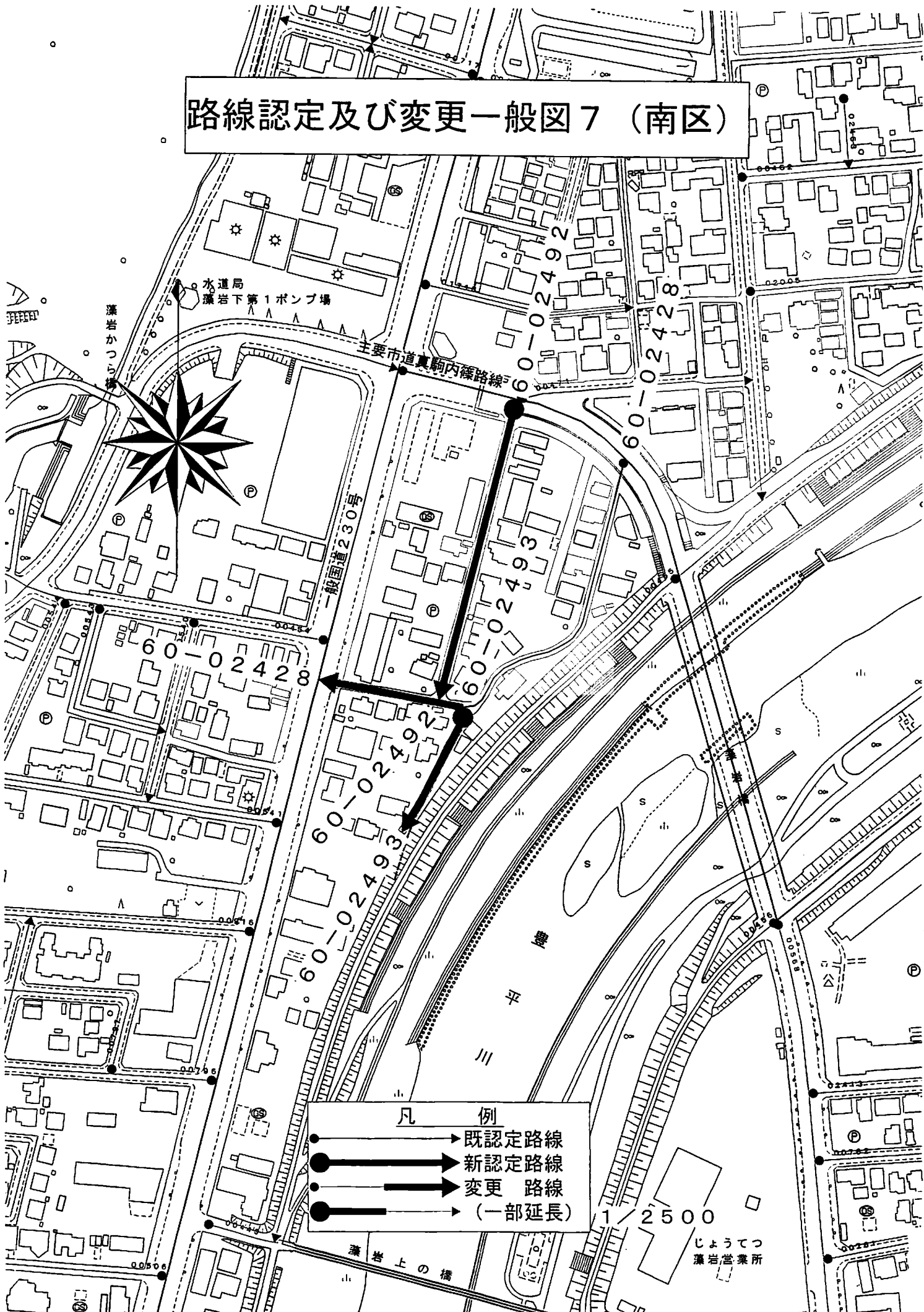
- → 既認定路線
- → 新認定路線

1 / 2500

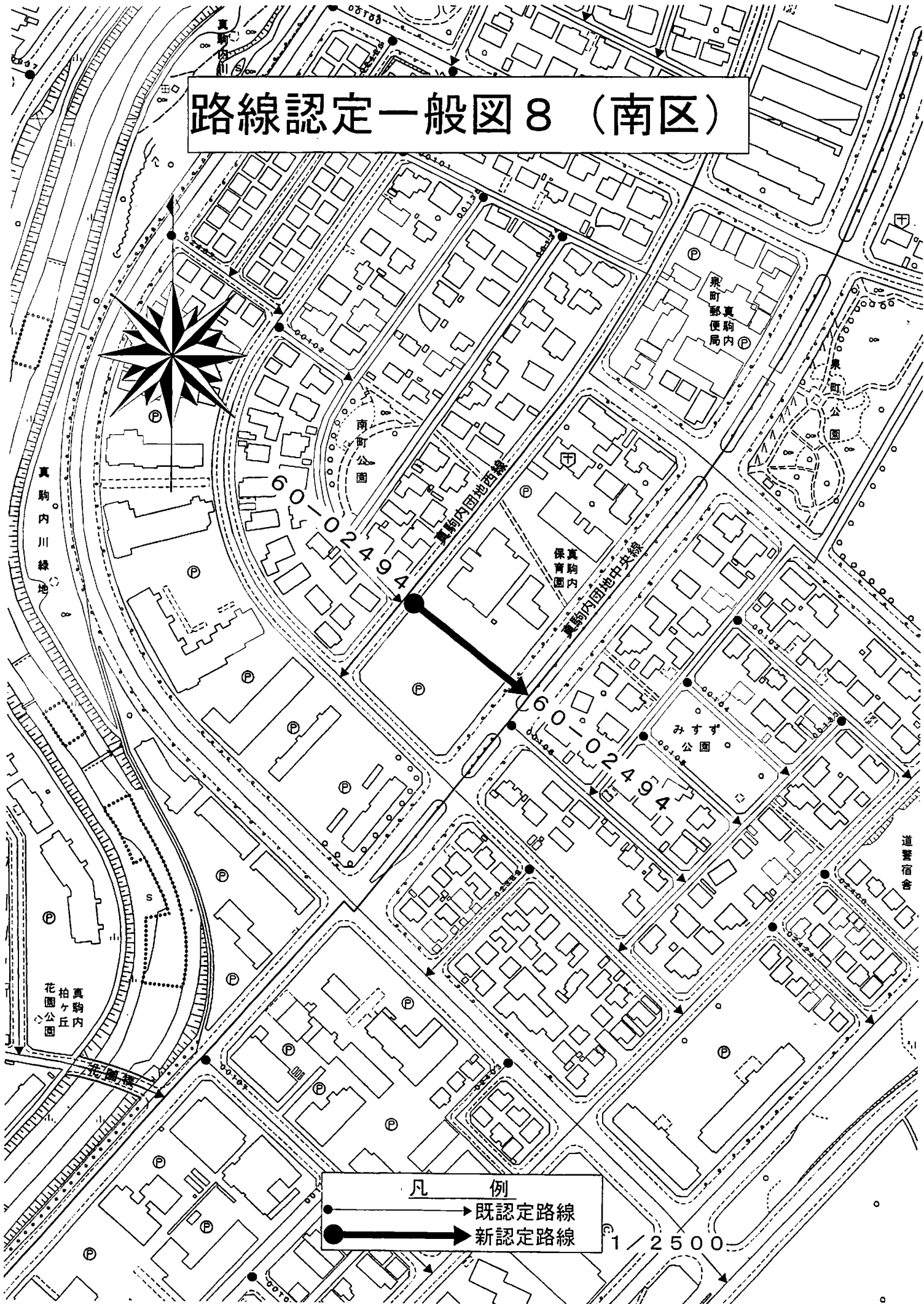
路線認定一般図5 (白石区)



路線認定及び変更一般図7 (南区)



路線認定一般図 8 (南区)



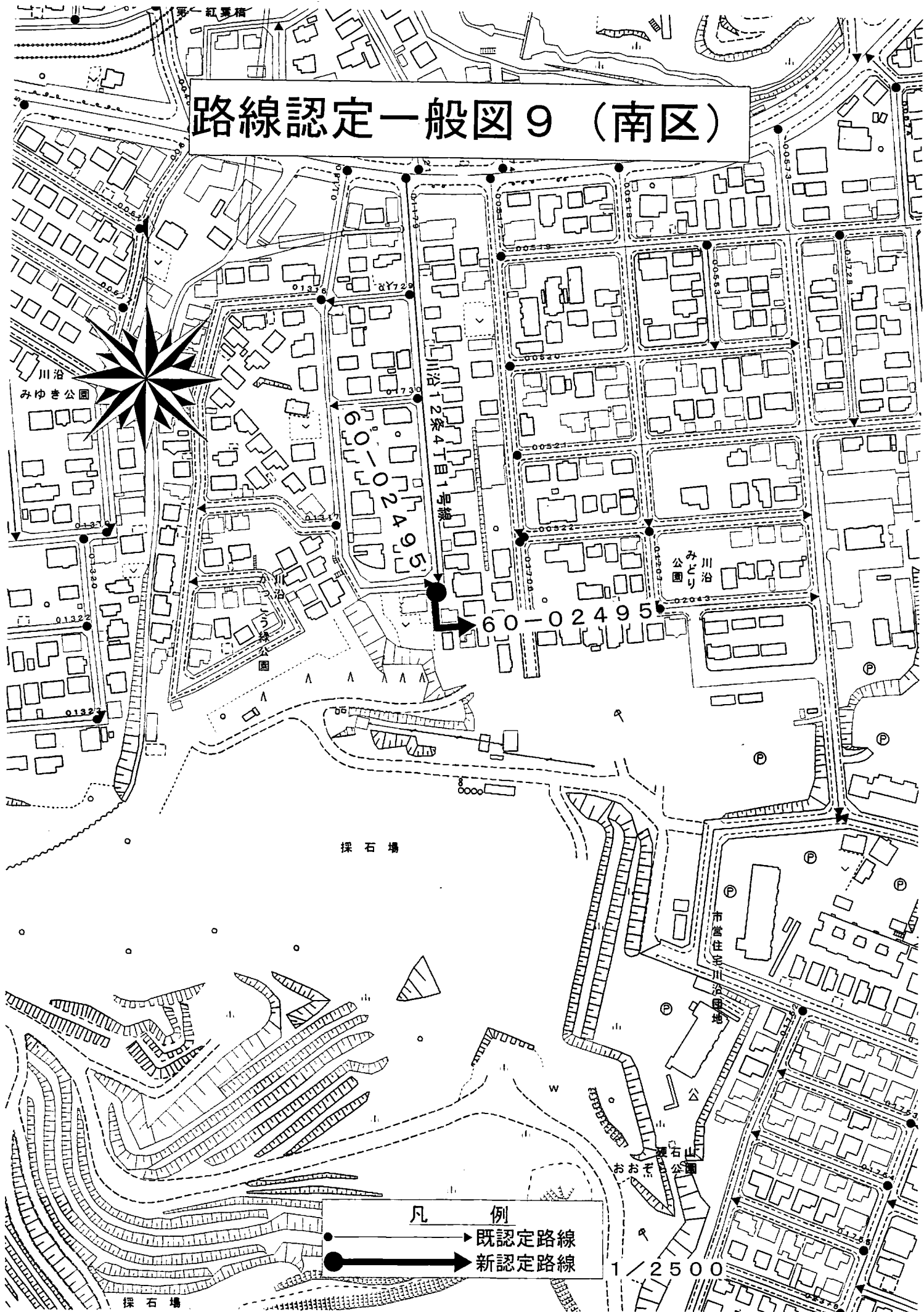
凡 例

●——→ 既認定路線

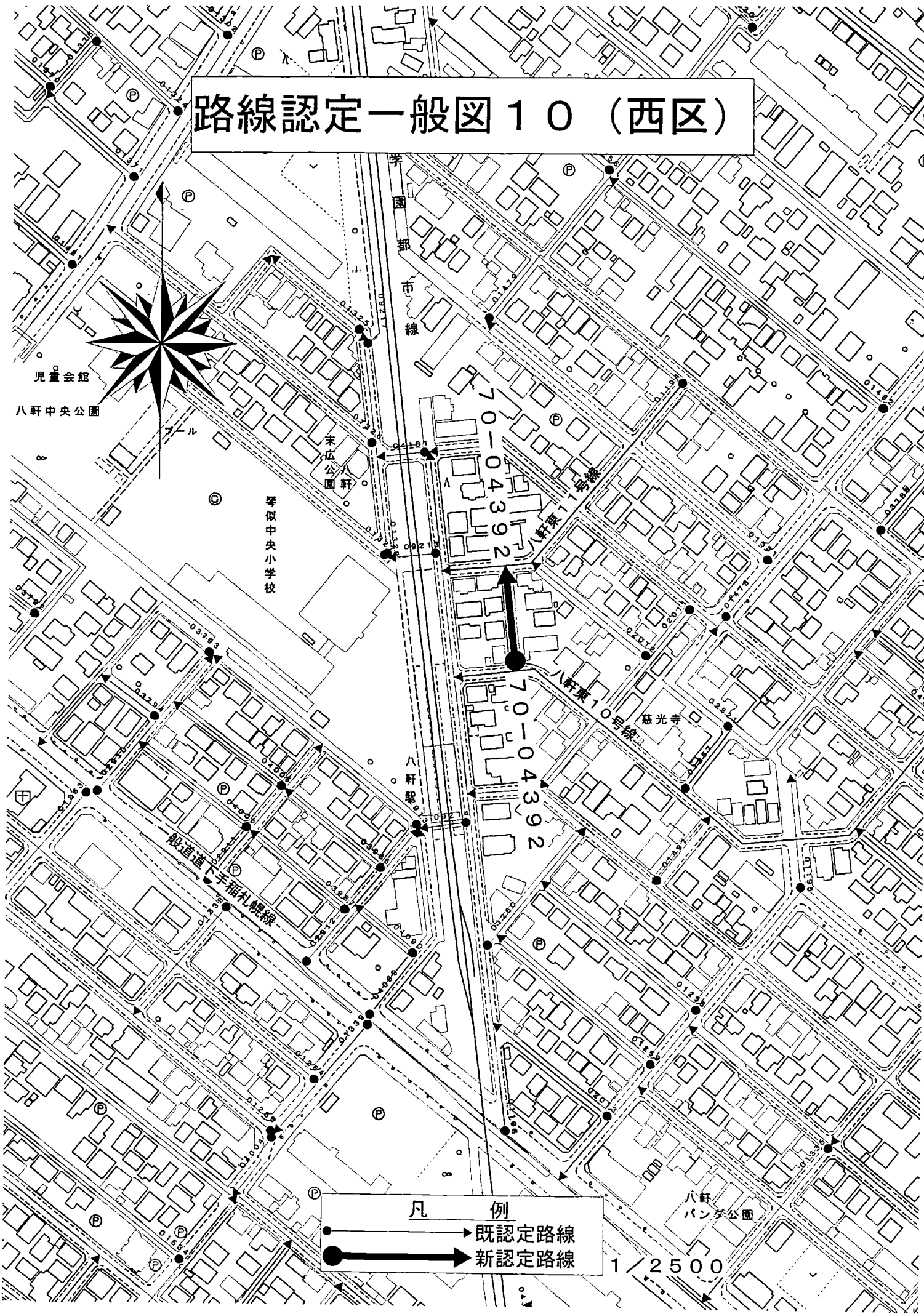
●——→ 新認定路線

1 / 2500

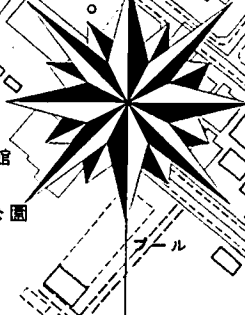
路線認定一般図9 (南区)



路線認定一般図 10 (西区)



児童会館
八軒中央公園



琴似中央小学校

凡 例
 ● → 既認定路線
 ● → 新認定路線

1 / 2500

固定資産評価員選任に関する件

平成26年(2014年)5月16日提出

札幌市長 上田文雄

次の者を本市固定資産評価員に選任したいから、同意を求める。

畠山茂房

報 告

専決処分報告（訴えの提起）

平成26年（2014年）5月16日提出

札幌市長 上田文雄

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、建物明渡請求事件4件及び不当利得金請求事件1件について、次のとおり訴えを提起する。

1 建物明渡請求事件

番号	専決処分年月日 事件名 相手方	請求の原因	請求の趣旨
1	平成26年2月28日 札幌地方裁判所 平成26年(ワ)第419号 建物明渡請求事件 東区光星団地の入居者	相手方は、本件建物に入居しているが、長期にわたり本件建物に係る家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促等にもかかわらず支払をせず、また、民事調停も不成立となったことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 相手方は本市に対し、本件建物を明け渡すこと。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃429,800円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は本市に対し、平成25年8月1日から本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。

番号	専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
2	平成26年2月28日 札幌地方裁判所 平成26年(ワ)第420号 建物明渡請求事件 厚別区もみじ台団地の入居者	1に同じ。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃156,500円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は本市に対し、平成25年10月1日から本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。
3	平成26年2月28日 札幌地方裁判所 平成26年(ワ)第421号 建物明渡請求事件 東区光星団地の入居者	1に同じ。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃380,270円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は本市に対し、平成25年6月29日から本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。

番号	専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
4	平成26年2月28日 札幌地方裁判所 平成26年(ワ)第422号 建物明渡請求事件 東区伏古団地の入居者	1に同じ。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃398,580円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は本市に対し、平成25年6月29日から本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。

2 不当利得金請求事件

専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
平成26年3月4日 札幌簡易裁判所 平成26年(ハ)第20454号 不当利得金請求事件 東京都千代田区 日本郵便株式会社	本市が支払った郵便料金に、実際には差し出されていない郵便物の料金が含まれていたため、再三にわたり過払い分の金銭の返還を求めたが、相手方がこれに応じないことから、本市は、支払督促の申立てをしたところ、相手方から適法な督促異議の申立てがなされたため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることとなった。	相手方は本市に対し、金26,140円及びこれに対する完済までの遅延損害金を支払うこと。

専決処分報告（調停）

平成26年（2014年）5月16日提出

札幌市長 上田文雄

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る賃料等請求調停事件11件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成26年1月17日 札幌簡易裁判所 平成25年（ユ）第103号 賃料等請求調停事件	白石区東川下団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計357,600円の支払義務があることを認める。 (2) 前号の滞納家賃等の支払方法については、別途本市と協議して定める。 (3) (1)の市営住宅についての賃貸借契約を平成26年2月末日をもって合意解除し、相手方は、同日をもって当該市営住宅を明け渡す。 (4) 相手方は、前号の明渡し期限までに(1)の市営住宅を明け渡さないときは、(1)の滞納家賃等の残額を一括して直ちに支払う。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成26年1月20日 札幌簡易裁判所 平成25年(ユ)第101号 賃料等請求調停事件	北区グリンピア篠路北団地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計368,170円を今後分割して平成29年5月末日までに支払う。</p> <p>(2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>(3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。</p>
3	平成26年2月5日 札幌簡易裁判所 平成26年(ユ)第1号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計274,900円を今後分割して平成29年11月末日までに支払う。</p> <p>(2) 2の(2)に同じ。</p> <p>(3) 2の(3)に同じ。</p>
4	平成26年2月14日 札幌簡易裁判所 平成26年(ユ)第2号 賃料等請求調停事件	北区グリーンコートしんかわの入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計345,100円を今後分割して平成28年12月末日までに支払う。</p> <p>(2) 2の(2)に同じ。</p> <p>(3) 2の(3)に同じ。</p>
5	平成26年2月25日 札幌簡易裁判所 平成26年(ユ)第14号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計191,900円を今後分割して平成28年4月末日までに支払う。</p> <p>(2) 2の(2)に同じ。</p> <p>(3) 2の(3)に同じ。</p>

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
6	平成26年2月26日 札幌簡易裁判所 平成26年(ユ)第3号 賃料等請求調停事件	手稲区山口団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計406,400円を今後分割して平成28年12月末日までに支払う。 (2) 2の(2)に同じ。 (3) 2の(3)に同じ。
7	平成26年3月12日 札幌簡易裁判所 平成26年(ユ)第17号 賃料等請求調停事件	厚別区青葉団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計354,600円を今後分割して平成29年2月末日までに支払う。 (2) 2の(2)に同じ。 (3) 2の(3)に同じ。
8	平成26年3月17日 札幌簡易裁判所 平成26年(ユ)第24号 賃料等請求調停事件	北区屯田西団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計49,420円を今後分割して平成28年4月末日までに支払う。 (2) 2の(2)に同じ。 (3) 2の(3)に同じ。
9	平成26年3月17日 札幌簡易裁判所 平成26年(ユ)第26号 賃料等請求調停事件	豊平区中の島団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃62,100円を今後分割して平成27年4月末日までに支払う。 (2) 2の(2)に同じ。 (3) 2の(3)に同じ。
10	平成26年4月14日 札幌簡易裁判所 平成26年(ユ)第16号 賃料等請求調停事件	厚別区青葉団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計359,600円を今後分割して平成31年3月末日までに支払う。 (2) 2の(2)に同じ。 (3) 2の(3)に同じ。
11	平成26年4月15日 札幌簡易裁判所 平成26年(ユ)第37号 賃料等請求調停事件	手稲区山口団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃63,200円を今後分割して平成28年1月末日までに支払う。 (2) 2の(2)に同じ。 (3) 2の(3)に同じ。

専決処分報告（損害賠償及び和解）

平成26年（2014年）5月16日提出

札幌市長 上田文雄

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故28件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	平成26年1月8日 札幌市手稲区在住者	平成25年12月18日、札幌市中央区北1条西14丁目において、本市の福祉業務用のリース車が、停車中の相手方の自動車に追突したもの	331,432円
2	平成26年1月16日 札幌市東区在住者	平成25年12月24日、札幌市東区東苗穂4条2丁目において、相手方の家屋が、市立幼稚園内の除雪作業中に生じた飛散物により損傷したもの	25,200円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
3	平成26年1月21日 札幌市厚別区在住者	平成25年12月16日、札幌市白石区平和通7丁目南において、本市の福祉業務用のリース車が、駐車中の相手方の自動車に追突したことにより、相手方が負傷したもの	54,515円
4	平成26年1月23日 札幌市手稲区 株式会社北観光	平成25年10月9日、札幌市中央区大通西5丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、街路樹の枝に接触して損傷したもの	682,395円
5	平成26年1月24日 札幌市北区 北海道日産自動車株式会社新琴似店	平成25年11月14日、札幌市中央区旭ヶ丘5丁目において、本市の救急車両が、駐車中の相手方の自動車に接触したもの	250,000円
6	平成26年1月27日 札幌市中央区在住者	平成25年5月9日、札幌市中央区南10条西21丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	24,759円
7	平成26年1月28日 札幌市中央区在住者	平成25年5月31日、札幌市北区篠路町福移の動物管理センターにおいて、相手方の飼い猫を誤って致死処分したもの	560,000円
8	平成26年1月28日 札幌市中央区在住者	平成25年11月13日、札幌市中央区宮の森2条16丁目において、本市の清掃パトロール車が、駐車中の相手方の自動車に接触したもの	109,085円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
9	平成26年2月4日 札幌市南区在住者	平成25年12月16日、札幌市中央区北1条西2丁目において、本市の清掃指導車が、駐車中の相手方の自動車に接触したものの	302,886円
10	平成26年2月13日 札幌市西区在住者	平成25年12月23日、札幌市東区北44条東13丁目において、本市の塵芥車と相手方の自動車 ^{じんがい} が接触したものの	291,220円
11	平成26年2月26日 札幌市北区在住者	平成25年11月30日、札幌市東区栄町において、農地間にある本市が管理する道路形態の土地を走行中の相手方の自動車が、当該土地 ^{あな} 上の穴により損傷したものの	10,000円
12	平成26年2月27日 札幌市中央区在住者	平成26年1月24日、札幌市白石区平和通6丁目南において、本市の救急隊が、救急活動中に誤って相手方の建物を損傷したものの	26,250円
13	平成26年3月7日 札幌市白石区 株式会社エネサンス 北海道物流	平成26年2月26日、札幌市白石区本通17丁目北において、本市の福祉業務用のリース車が、駐車中の相手方の自動車に接触したものの	29,621円
14	平成26年3月11日 札幌市西区在住者	平成26年2月20日、札幌市北区新琴似1条3丁目において、市立小学校敷地内を除雪作業中の除雪機が、駐車中の相手方の自動車に接触したものの	150,728円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
15	平成26年3月18日 札幌市東区 株式会社アシタバ	平成26年1月9日、札幌市東区北49条東13丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触したものの	104,854円
16	平成26年3月18日 札幌市白石区在住者	平成26年2月5日、札幌市白石区北郷4条12丁目において、本市の消防車両が相手方の塀に接触したものの	16,800円
17	平成26年3月19日 札幌市東区在住者	平成26年2月18日、札幌市東区東苗穂7条2丁目において、市立小学校敷地内に駐車中の相手方の自動車が、校舎からの落雪により損傷したものの	235,106円
18	平成26年3月25日 札幌市白石区在住者	平成26年2月12日、札幌市豊平区豊平8条13丁目において、市立中学校敷地内を除雪中の除雪機が、駐車中の相手方の自動車に接触したものの	47,645円
19	平成26年3月25日 札幌市厚別区 札幌交通株式会社	平成26年2月19日、札幌市厚別区厚別中央2条5丁目において、本市の消防車両が、停車中の相手方の自動車に接触したものの	262,549円
20	平成26年3月26日 石狩市在住者	平成26年3月17日、札幌市北区新琴似町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	19,340円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
21	平成26年3月27日 札幌市白石区在住者	平成26年2月27日、札幌市豊平区月寒東3条15丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	31,557円
22	平成26年3月28日 石狩市在住者	平成26年3月16日、札幌市北区新琴似町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	11,865円
23	平成26年3月28日 石狩市在住者	平成26年3月16日、札幌市北区新琴似町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	8,033円
24	平成26年3月31日 札幌市北区在住者	平成26年3月20日、札幌市北区新琴似町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	8,687円
25	平成26年4月3日 札幌市東区在住者	平成26年3月13日、札幌市豊平区豊平2条1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	66,565円
26	平成26年4月7日 札幌市北区在住者	平成26年2月26日、札幌市南区真駒内 <small>じんかい</small> において、本市の塵芥車が相手方の自動車に追突したことにより、当該自動車が損傷し、運転手及び同乗者が負傷したもの（物損のみ先に示談を行ったもの）	491,255円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
27	平成26年4月8日 釧路市在住者	平成26年2月23日、札幌市白石区栄通7丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	24,975円
28	平成26年4月9日 札幌市西区在住者	平成26年1月17日、札幌市手稲区富丘2条4丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触したもの	256,899円

2 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故3件について、次のとおり和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	和解の概要
1	平成26年1月27日 札幌市白石区在住者	平成26年1月16日、札幌市白石区東札幌4条1丁目において、本市の税務用のリース車と相手方の自動車が接触し、本市の車両が損傷したもの	相手方は、本市に対して、金56,368円を支払う。
2	平成26年2月25日 札幌市西区在住者	平成25年12月30日、札幌市西区西野6条10丁目において、本市のごみ収集車と相手方の自動車が衝突し、双方の車両が損傷したもの	相手方は、本市に対して、金118,936円を支払う。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	和解の概要
3	平成26年4月9日 札幌市北区 山水安田工業株式会社	平成25年12月3日、札幌市 北区北29条西13丁目におい て、本市の福祉業務用のリー ス車と相手方の自動車が衝突 し、双方の車両及び現場付近 の建物が損傷したもの	相手方は、本 市に対して、金 718,827円を支 払う。

専決処分報告（工事請負契約金額変更）

平成26年（2014年）5月16日提出

札幌市長 上田文雄

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

次の表に掲げる工事請負契約締結の件の一部を同表のとおり変更する。

番号	件名 (議決年月日)	専決処分年月日	変更内容
1	市立札幌開成中等教育 学校新築（その1）工 事請負契約締結の件 (平成25年6月4日)	平成26年4月14日	第3項契約金額の部分中 「1,733,828,730円」を 「1,744,337,130円」に 改める。
2	大通交流拠点新規拡張 部新設工事請負契約締 結の件 (平成25年9月25日)	平成26年3月25日	第3項契約金額の部分中 「555,345,000円」を 「561,396,240円」に 改める。



議案第14号 25.6. -

可
決

市立札幌開成中等教育学校新築（その1）工事請負契約締結の件
平成25年（2013年）5月30日提出

札幌市長 上田文雄

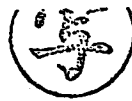
下記により工事請負契約を締結するものとする。

記

- 1 工 事 名 (仮称)市立札幌開成中等教育学校A工区新築工事(主体工事)
- 2 工 事 場 所 札幌市東区北22条東21丁目1番1ほか
- 3 契 約 金 額 1,709,715,000円.
- 4 契 約 の 相 手 方 奥村・中山特定共同企業体
構成員
札幌市中央区北4条西2丁目1番18
株式会社奥村組札幌支店
支店長 木 全 克 夫
千歳市豊里2丁目14番3号
中山建設株式会社
代表取締役 中 山 千太朗
- 5 しゅん功期限 平成26年7月4日

(理 由)

(仮称)市立札幌開成中等教育学校A工区新築工事(主体工事)の請負契約を締結するため、本案を提出する。



専決処分報告（工事請負契約金額変更）

平成25年（2013年）9月19日提出

札幌市長 上田文雄

平成25年7月17日市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

次の表に掲げる平成25年6月4日議決の工事請負契約締結の件の一部を同表のとおり変更する。

番号	件名	変更内容
1	市立札幌開成中等教育学校新築 （その1）工事請負契約締結の件	第3項契約金額の部分中 「1,709,715,000円」を 「1,724,437,050円」に改める。
2	市立札幌開成中等教育学校新築 （その2）工事請負契約締結の件	第3項契約金額の部分中 「485,835,000円」を 「491,437,800円」に改める。
3	東札幌小学校改築工事請負契約締結の件	第3項契約金額の部分中 「1,483,020,000円」を 「1,499,553,300円」に改める。
4	南郷小学校改築工事請負契約締結の件	第3項契約金額の部分中 「1,053,675,000円」を 「1,066,815,750円」に改める。



専決処分報告（工事請負契約金額変更）

平成26年（2014年）2月14日提出

札幌市長 上田文雄

平成25年12月12日市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

次の表に掲げる平成25年6月4日議決の工事請負契約締結の件の一部を同表のとおり変更する。

番号	件名	変更内容
1	市立札幌開成中等教育学校新築（その1）工事請負契約締結の件	第3項契約金額の部分中「1,724,437,050円」を「1,733,828,730円」に改める。
2	市立札幌開成中等教育学校新築（その2）工事請負契約締結の件	第3項契約金額の部分中「491,437,800円」を「494,173,440円」に改める。
3	東札幌小学校改築工事請負契約締結の件	第3項契約金額の部分中「1,499,553,300円」を「1,491,684,600円」に改める。
4	南郷小学校改築工事請負契約締結の件	第3項契約金額の部分中「1,066,815,750円」を「1,067,884,650円」に改める。



議案第25号 25.9.25



大通交流拠点新規拡張部新設工事請負契約締結の件
平成25年(2013年)9月19日提出

札幌市長 上田文雄

下記により工事請負契約を締結するものとする。

記

- 1 工 事 名 社会資本整備総合交付金事業大通交流拠点新規拡張部新設
工事
- 2 工 事 場 所 札幌市中央区大通西4丁目
- 3 契 約 金 額 555,345,000円
- 4 契 約 の 相 手 方 伊藤・一二三北路特定共同企業体
構成員
札幌市中央区北4条西4丁目1番地
伊藤組土建株式会社
取締役社長 玉 木 勝 美
札幌市北区百合が原6丁目1番6号
一二三北路株式会社
代表取締役 町 田 孝 三
- 5 しゅん功期限 平成27年3月23日

(理 由)

社会資本整備総合交付金事業大通交流拠点新規拡張部新設工事の請負契約を
締結するため、本案を提出する。